

近代日本農事改良史の研究

西村, 卓

<https://doi.org/10.11501/3110956>

出版情報：九州大学, 1995, 博士（経済学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：



明治前期の勸農政策は、二つの方向（すなわち、「西洋農法の移植」と「在来農法の見直し」＝老農技術への依存）のなかで、試行錯誤を続けた。明治一〇年代前半までは、前者の方向にそった諸施策がとられながら、後者の方向が消えることなく、とくに各府県段階における老農の起用としてその位置を占めていた。そして明治一〇年（一八七七）の西南戦争による膨大な財政支出を一つの契機として、財政建て直しの必要から、多額な財政支出をとまなう模範奨励・直接保護的な勸業政策転換の気運が高まるなかで、勸農政策も大きく後者へとかたむき、明治一四年（一八八一）における内務省、大蔵省の勸業部門の分離統合による農商務省の設置を画期として、その方向が決定づけられたのである。

これ以降、老農依存型の勸農政策の展開、勸業機構の形成がみられるが、本章との関わりで画期的ともいうべき施策は、明治一八年（一八八五）八月に設置された農事巡回教師の制度であろう。それまでも、いくつかの府県で、勸業掛制度などにより独自の設置がみられたが、この設置はそれを全国的にするという役割を担っていたのである。

「農事巡回教師設置条項」²によれば、これは二〇条からなり、第二条で巡回教師を甲部と乙部に分け、第三条で甲部を「本省より派出し、農務局員を以て之に充へし。」とさだめ、第五条で乙部を「地方官にしてその管内実業者中老練にして名望あり、兼て学理に通ずるものを撰しめ、当省より之を命ずるものとす。」とさだめ、第六条以下乙部農事巡回教師の給与、巡回期節、区画の設定、復命手続き、巡回心得などが規定されている。甲部は普通農事を担当し、乙部は蚕糸、製茶を担当した。

この制度に先行すること二年、明治一六年（一八八三）には、福岡県から巡回教師として夜須郡三並村の長沼幸七が石川県に、翌年には、林遠里が富山県及び石川県に各々聘用されている。この二人の聘用が、石川県での福岡農法の導入による稲作改良の実施の契機となった。そして同県におけるその「成績」が、各府県で注目を受け、農事巡回教師制度の制定と相まって、³福岡農法の全国的な導入の気運を生み出したのである。

本章では、この気運のなかで実業教師たちが福岡の地から、どのような形で派遣されていたのか、まずいくつかの事例を示し、次に彼らが実業教師として派遣される場合にその資質を「推薦状」および「履歴書」によってみてみたい。さらに、彼らの出身郡の分析から、その派遣基盤を明らかにしたい。そして福岡農法のバックアップとしての改良農具の供給基盤についても考察する。

第一節 実業教師の派遣事例

(1) 明治一九年(一八八六)における石川県への派遣

石川県は長沼幸七と林遠里の聘用ののち、福岡農法の一層の導入に普及のため、同農法を体得した福岡県の老農の派遣を彼らに依頼するとともに、公的ルートとして福岡県勸業課に対して「馬耕及び寒浸、水撰、土囲、其他農事に老練の者数名を招聘したき旨」の照会をおこなった。そのことから、教師の選抜は形式的には県勸業課の事業となり、同課は、「御笠、那珂、早良、粕屋、夜須、生葉、山門、上毛の諸郡」に対して二名ないし三名の候補を推薦するよう通達をだした。

それにもとずき各郡役所は、老農の「履歴書」を添え同課へ上申したのである。上座・下座・夜須郡役所は、この通達に答えて、長沼弥三郎、宗野卯平、多田吉郎次の三名を推薦したが、所轄地域が、長沼幸七の地元であり、彼が石川県能美、石川、江沼、羽咋の四郡役所から実業教師派遣の依頼を受け、その選抜のために帰福したこともあって、同郡役所経由の推薦は、新たに彼の選抜した老農をもっておこなわれた。彼の選抜は、遅くとも明治一八年(一八八五)の一二月にはじまり、翌年の二月に終わっている。彼は、郡役所推薦の三名を含め、多田吉郎次(夜須郡森山村)、中村武助(同郡同村)、勢田佐右衛門(同郡三並村)、浦山六右衛門(同郡同村)、長沼弥三郎(同郡同村)、宗野卯平(同郡同村)、松原喜平次(御笠郡山家村)、計七名の選抜をおこない、彼らの「派遣願書」の石川県への回送を依頼した「上申書」を県令宛てに提出した。

また、那珂郡では、那珂郡塩原村の梅崎嘉平が「履歴書」をそえて、所轄戸長役場に「派遣願書」をだしている。それが郡役所を経由して県に上申されているが、その願に添付された御笠・那珂・席田郡長の不破国雄の「副申書」には、塩崎が「品行正敷財産相応二有之、多年農事篤志」であるという資質に関する記述がみられる。この点は、次節で一括して分析したい。

こうして県勸業課に集まった「願書」と「履歴書」にもとずき派遣教師の選抜が開始されるはずであったが、同課は独自におこなわず、遠里に書類を一括して寄託し、その選抜を委嘱したのである。こうして遠里は、同書類を一つの参考資料にしなが、彼独自の資料を加味して選抜を開始した。

選抜の開始から、彼の手元に少なからず「推薦状」や「採用願」がとどいたが、その一つに、早良郡脇山村他三ヶ村戸長柴田存による高田茂一郎(早良郡脇山村)と土斐崎伊右衛門(同郡下山門村)の「推薦状」(明治一九年二月九日付)がある。

この「推薦状」からは、まず派遣する側の論理を読むことができる。高田耕作と長五郎の石川県への先行派遣に対して、柴田は「其名誉タル両氏而已ニ非ス、上ハ県令下ハ小生ノ如キ戸長ニ迄一県一郡一村一家ノ名誉ト相成ル」ものにとらえ、遠里の「御竭力」によって、「永遠ニ国家ノ為メ相成候」ように、高田耕作の世話を依頼しているのである。国家のために活躍する「全国での農事改良の担い手となる、そのことを名誉と考える、これはある意味では時代情況の反映であった。聯合

戸長であった地方名望家としての柴田には、家から国家につながる文脈のなかで、農事改良をとらえるという認識が形成されていたことを示すものであった。

推薦する兩名の資質に関しては、「勸業上篤志」「農業上熟練」などの文言とともに、品行方正で、身体的にも強壯であることがそのなかで述べられている。また、「月給等二関シテ、云々アル事ナシ」という文言は、彼らの派遣の目的が「金銭」でなく、派遣それ自体を「名誉」ととらえる彼らの当時の認識を表現したものと見て実に興味深い。

こうして県下老農の「履歴書」、「推薦書」、「採用願」などを参考にして、遠里は明治十九年（一八八六）三月一七日に派遣教師の選抜を終えた。

今回石川県工御聘用二相成候農事実業教師并二農民雇入人撰別紙之通取調相済候二付、来ル廿五日私一同当地発足仕候間、廿四日迄二博多中島町古屋文吾又ハ甘木屋甚六方へ相揃候様、郡衙工向ケ夫々御達被下度、旅費之儀ハ、忝人ニ付金十五円宛御操替、私工御渡被下候様奉願候也

筑前国早良郡重留村

当時石川県勸業課御聘用中 林 遠里

明治十九年三月十七日

福岡県勸業課 御中

尚々、夜前入替□□二人名之内、井上与八は無抛差支之儀有之候に付、柴田善七と取替へ、女子忝人ハ死去致候に付、除名仕候、以上

覚

一、拾四人、 教師

一、四人、 雇入農夫女

ノ 拾八名

右之通りに御座候也

選抜された一四名の教師と四名の農夫は、二四日までに博多中島町古屋文吾、または甘木屋甚六方に集合し、翌日、遠里がひきいて石川県に向け出発することになった。以下にその人名を第3-1表、第3-2表にしてあげておく。

当初は、前掲資料の追書にみられるように、吉村与八と農婦福島トキが含まれていたが、吉村は「無抛差支」のため柴田善七と差し替えられ、福島は、死亡のため名簿から削除された。ところが三月二〇日には、御笠那珂席田郡役所から、淵上保の辞退による吉村幸七の教師への昇格と、五十川村の谷又六の農夫としての「採用願」がでたため、それを受けた形で急遽その処置がとられ、最終的な人選が確定した。ただし、この人員には数えられなかったが、先発派遣された高田耕作の三男高田万太郎が「老父見舞イノタメ自費ヲ以出発、依テ旅費及給料不相渡」という条件で同行している。また、松隈藤蔵は、派遣後病氣により帰県することになり、その代理として二九歳の同人弟仙蔵が赴任することになった。

(2) その他他府県への派遣事例

他府県からの派遣依頼を受けて、福岡県から実業教師を派遣していく場合に、いくつかのルートを通じておこなわれた。それを大きく分けると、(A)前述石川県の例にみられるように、他府県から県勧業課へ依頼があり、県が林遠里¹¹ 勧農社に選抜を委嘱し、派遣する場合(他府県→県→勧農社ルート)、(B)他府県から県勧業課へ依頼があり、その選抜を勧業試験場に委嘱し、派遣する場合(他府県→県→勧業試験場ルート)、(C)他府県から直接勧農社に派遣依頼があり、選抜派遣する場合(他府県→勧農社ルート)、(D)数は少ないが、他府県から直接勧業試験場に派遣依頼があり、選抜派遣する場合(他府県→勧業試験場ルート)などがある。以下では、この分類にもとづきそれぞれいくつかの事例を示しておきたい。

(A) 他府県→県→勧農社ルート

山形県西田川郡書記林田茂七郎出張の件に関して勧農社に対して県農商務課より「照会状」が届いた。

山形県ヨリ農業教師雇入之儀ニ付、去ル三日農第四八〇号ヲ以テ及御照会置候処、同県西田川郡書記林田茂七郎、貴社へ出張ノ旨ヲ以テ、本日県庁へ立寄相成候条、貴社へ出張有之候上ハ、可然御打合相成度、此段及御照会候也

農商務課

明治廿三年五月十三日

勧農社 御中

この書簡より前に、山形県西田川郡役所より県農商務課に対して教師派遣依頼があり、その時点で県農商務課は、勧農社に対してその旨を照会し(農第四八〇号)、恐らく同課は、先方に対して勧農社から派遣する旨の解答をおこなったのであろう、早速、西田川郡書記林田茂七郎が来福¹²し、県庁に立ち寄った後、勧農社に向向しているのである。

(B) 他府県→県→勧業試験場ルート

明治二〇年(一八八七)一月六日付の『福岡日日新聞』は、来福した静岡県の県会議員池谷佐平に関して伝えている。

静岡県の県会議員池谷が、山口県にて林遠里によって派遣された実業教師のおこなっていた牛馬耕をみて、その足で来県し、県庁農商務課へ教師雇入を要請しているのである。それに対応した課員(恐らく古賀只平ではないかと思われる)の紹介によるのであろう、直ちに勧業試験場に赴き、横井時敬、高原謙次郎に面会し、教師三名の派遣の確約を取り付けたのである。勧業試験場は、選抜にあたって、文字どおり選抜試験をおこない、その結果、志願者一五名のうちから、那珂郡諸岡村藤善治郎、御笠郡山田村島野嘉作、早良郡小田部村伊佐治八郎の三名を月給一二円にて派遣することを決定した。

この件で注意すべきは、池谷が山口県で林遠里によって同県へ派遣された実業教師の活動をみて、その足で県農商務課に教師派遣の依頼をし、結果的に勧業試験場

の紹介で実業教師の聘用をおこなっている点である。牛馬耕の導入という点では、林遠里、勸業試験場の区別を本人は意識していなかったのである。彼にとつては牛馬耕に熟練した「福岡の老農」の聘用が問題であつて、その派遣ルートはそれほど重要ではなかつたのである。

実業教師派遣における勸業試験場の役割を『福岡日日新聞』の記事からみてみよう。

○農事熟達者召集 前項の外に（兵庫、広島、鳥取からの実業教師聘用の依頼に対して一名の教師を選抜したことを伝える記事——注西村）農事実業教師聘用の事を広島県より二人、新潟県より一人依頼し来り居る由なれど、目下適當の熟達者なき趣に付、怡土、志摩、早良、那珂、席田、御笠、粕谷の各郡より、相當の志願者を明后十九日下名島町吉己屋に召集して、実業上の事を試問して選定さる、由、且又追々に招聘のこともあれば、予備員をも定め置く筈なりと云ふ（明治二〇年一月一七日付）

農事熟達者不足から（これは、あくまでも県が把握している数の不足である）、怡土郡他六郡より志願者を募り、そのなかから試問によって選抜しようというのである。

この試験では、応募者総数六八名のうち、第一次試験で一名が選抜され、第二次でさらにその内より三名が選抜され、それぞれ広島県と新潟県に派遣されること⁵⁵が決定した。第一次試験合格者の残り八名は、予備員という形で今後の派遣要請に備えることになった。

（C）他府県—勸農社ルート

遠里洋行中の派遣事例を『福岡日日新聞』は次のように伝えている。（明治二十三年一月一九日付）

◎勸農舎 林遠里翁の引立てに成る勸農舎員より一月来各県の聘に応じ稲作改良実業教師として出発せしは、埼玉県へ吉住又三郎、高田忠五郎、高知県へ富田龍之助、松田亀吉、津上千太郎、入舟重太郎の六名なり。漸々進歩の景況にて、是れまで福岡橋口町高木氏方に出張所ありしも、都合により本月博多中島町木下市太郎方に移転し、村上清太郎氏が事務を担当し居れりと云う。又来る二月中林翁帰朝の上は、広大なる事務所新築する筈なりと

埼玉県二名、高知県四名の派遣である。この記事によれば、この時期には勸農舎の出張所が福岡（博多）に置かれ、事務担当として村上清太郎が常駐する体制がとられていたのである。実業教師養成派遣結社としての体制を整えつつあることが窺える。

このルートを通しての派遣は、勸農社の実業教師養成派遣結社としての体制が整備されるにいたる増加し、県庁を介するルートと混在しながら徐々にその比重を増してゆき、その後の福岡県実業教師の派遣の主要なルートを担うことになるのである。

（D）他府県—勸業試験場ルート

このルートは、(C)ルートと比べた場合、その数は少ないといわざるを得ないが、福岡農法の普及に果たした役割を無視することはできないであろう。すでに、須々田氏が明らかにした和歌山県の重松源吉、石川県の長沼幸七、山形県の伊佐治八郎、岩手県の沖千代吉、鶴我万次郎などの例があげられるが、本章では、もう一例だけ付け加えておきたい。明治二四年(一八九一)一月一七日付の「福岡日日新聞」は次のように伝えている。

○福島県岩瀬郡の農事改良 東京の産業時論社主幹横井時敬氏の依頼に依り、本県勸業試験場の推擧を以て昨春福島県岩瀬郡に赴任したる農事実業教師夜須郡人多田吉助氏より、頃日当地の或る人に贈れる書面の趣によれば、新町村毎に壹反歩以上の試験地を設け、且大字毎に式名以上の伝習生を出し、改良順序を教示せしに、其生徒百四十四名の多きに至れり、又た馬耕の如き農家大に之れを感じ、本年より各農家使用するに至るべし、又た稲種子塩水撰法の如き各大字に三ヶ所宛撰種場を設け、地主より相当に其費用を拠出し、昨春伝習したる処の生徒二名之れを實行することに決し、全郡に普及せしむる由、其他農事上改良に注目するもの日に増加するに至れりとありし由

横井時敬の依頼により、勸業試験場の推薦で福島県岩瀬郡へ派遣された多田吉助の例である。試験地設置の様子、馬耕伝習の様子をかいまみることができるが、従来の実業教師の例と趣を異にしているのは、塩水選種法伝習のために「地主より相当に其費用を拠出」させて、「各大字に三ヶ所宛撰種場を設け」ている点である。福岡県実業教師多田が、伝習しようとした農業技術のなかに、馬耕と並んで塩水選種法が重要な要素として組み込まれていることを知るわけであり、その意味からすると派遣の後半期にみられた「その他の系譜」に属する人物と考えてよいであろう。

以上に見た本節における分類は、あくまでも派遣ルートからみた便宜上のもので、伝習する農業技術上での相違を意識したある種の「系譜化」ではない。そうしない理由は、派遣の初期段階において(この段階をいつの時期まで見るか難しい問題だが、本稿では一応明治二一年頃までを想定しておく)、実業教師の多くは、福岡県の老農Ⅱ福岡県実業教師としての意識は強烈であったが、勸業試験場からの派遣、勸農社からの派遣というように、明確に峻別された形Ⅱ系譜化した形では意識しなかったという理解を前提にしているからである。たとえ(B)ルートからの派遣であっても、そのなかには、林遠里Ⅱ勸農社と関わりを持っていた老農も含まれており、系譜的に峻別できない場合が往々にしてあるのである。

しかし、派遣の全期間を通じて系譜化がみられなかったとはいえない。勸農社が実業教師養成派遣結社として社会的認知を得てからは(明治二一年四月以降)、勸農社からの派遣が意識され始め、徐々にその比重を高めてゆく。

この時期には勸農社から派遣される実業教師には「勸農舎員」の証明書が発行され、その裏面には、「一、此証書を携帯セサル者ハ本舎ノ名義ヲ以テ稲作改良教導演説等ノタメ漫ニ諸方ニ出ルヲ許サス 一、此証書一季勤務帰県ノ上、直チ二本舎

へ返戻スヘシ、但、勤続ノ節ハ更ニ引替申出ヘシ」と記されており、勸農社からの派遣（系譜としての勸農社実業教師）が意識されていることを知る。その一方で、勸業試験場とその啓蒙団体＝福岡農事協会を中心とした横井時敬グループからも（D）ルートで示したように、農業技術上での相違を意識した実業教師派遣がみられるのである。

組織的相違が農法的相違（これは「寒水浸法」「土囲い法」を選択するか、塩水選種法を選択するかの問題であるが、実業教師のなかには、両方実施するものもいる点は留意する必要がある）として強烈に意識されるのは、遠里洋行後の勸農社拡張（明治二三～二五年）と、福岡農事協会の拡張（明治二四年）を境にした時期であり、ここにおいて明確な系譜論的峻別も可能となるであろうが、福岡農法の普及といった問題を考えてゆく場合に、実業教師の峻別による最初からの系譜化が有効な方法かどうかは疑問の残るところであろう。系譜化をおこなう場合でも、前述のように、時期区分を意識した形でなされないなら、福岡県の老農として豊富な営農経験を蓄積し、そのなかで培われてきた実業教師たちの独自性、多様性を看過することになるであろう。

第二節 実業教師の資質

本節では、各府県に派遣された実業教師たちの資質についてその一端を考察したい。そのためにまず第3-1-3表を作成した。

本表の作成は、林家文書所収の「履歴書」、「推薦状」などによったため、その年代が明治一八年（一八八五）から明治二十一年（一八八八）の頃にかたよってしまったが、この点、前節でみたように、いまだ系譜化が明確になっていない段階（その多くが明治一九年の石川県への派遣にかかわるものである）での実業教師の資質が考察の対象となるのである。

前節所収の第3-1-1表、第3-1-2表を含めて考えた場合、第一に、彼らの年齢は、二〇歳代一名、三〇歳代七名、四〇歳代九名、五〇歳代一名、六〇歳代一名（不明分を除く）平均四五・五歳であり、その年齢からは、長年の営農経験を持つ老農を想起させる。第二に、彼らの居住地域は、鶴我と③の大塚嘉良作、⑩の小野山次吉が遠賀川流域の田川、穂波両郡であるが、他の者は、那珂、夜須、早良、志摩、糟屋、宗像といった「福岡近傍」の諸郡であり、従来から福岡農法の展開していた地域と指摘されるところである。農事景況にみられるように、牛馬耕のおこなわれている二毛作地域であり、米、麦、蕎麦、粟などの主穀生産地域であることがわかる。

第三に、彼らの経営規模であるが、手作地一町歩から四町歩の間に集中している。

⑪の朱雀茂平の例のように、所有規模が経営規模を下回る者、すなわち、自小作層をおこなった高原謙次郎クラス（所有田畑八町九反七畝余）を頂点とした「財産相応」

第3-3表 実業教師履歴表

人名	年齢	居住地	農事景況	手作(所有)反別(反)	修得技術・資質	その他履歴	資料年月日
①淵上 保		那珂郡井尻村	平坦地、牛馬耕 流水灌漑、二毛 作。	(手) 田 20.0 畑 5.0	M11~寒水浸し。 畑作(麦、粟、豆類、 大根、蕎麦等)。	M12~17 御笠那珂席田郡聯 合会議員 同三郡勸業会員 M14 県会議員 M14~15 同三郡共進会審査 委員 M15~18 那珂席田両郡議事 堂兼高等小学校新 築委員 M14 同三郡教育会員 M17 同三郡米種共進会五 等賞 M17~ 三郡米種共進会三 等賞 M18 三郡米種共進会三 等賞 M18 同校より塩水選法 による稲作試験の 依頼を受ける 県勸業会員 M19 県会議員	1885/03/00 (M19)
②淵上 貫之		那珂郡井尻村	平坦地、牛馬耕 流水灌漑、二毛 作。	(手) 田 20.0 畑 5.0	M11~寒水浸し。	M 2 藩立文武館六番塾 斥候役 M 7 佐賀県下暴動の節 福岡県立第三中隊 教導役 M17 所轄聯合会議員 M17 三郡米種共進会五 等賞 M18 三郡米種共進会三 等賞 M18~19 県会議員	1885/03/00 (M19)
③大塚嘉良作	54	穂波郡中村			水苗代、畑苗代、穂先 三分選、寒水浸し、土 間い法、麦作。		1886/00/00 (M19)
④松原喜平次		御笠郡山家村			牛馬耕。		1886/02/01 (M19)
⑤勢田喜四郎	49	夜須郡三並村	山間に接し、や や平坦地、牛馬 耕、砂真土、気 温50°K~91°K 米、麦、粟、蕎 麦、大豆等専業 の地。	(手) 田畑 15.0	(肥料)人糞、秣、石 灰、油粕を使用。 牛馬耕、寒水浸し、塩 水選、土間い、葛粉製 造。 先祖来農夫にて農事に 苦心勉勵、実業の一点 他人に譲らない。 独身。		1886/02/03 (M19)
⑥浦山六右衛門	38	夜須郡三並村	山間に接し、や や平坦地、牛馬 耕、砂真土、気 温50°K~91°K 米、麦、粟、蕎 麦、大豆等専業 の地。	(手) 田畑 10.0	(肥料)人糞、秣、石 灰、油粕を使用。 牛馬耕、寒水浸し、塩 水選、土間い、葛粉製 造。 先祖来農夫にて14、5 歳の頃より農事に苦心 勉勵、実業の一点他人 に譲らない。 農具製作巧熟。 独身。		1886/01/05 (M19)
⑦中村武助	41	夜須郡森山村	平地多く山間少 なし、牛馬耕、 赫真土。	(手) 田畑 15.0	(肥料)糞類、油粕、 石灰、醬油粕、焼酎粕 山草、麦粕を使用。 牛馬耕及び百般の農事 に熟す。 寒水浸し、水選、塩水 選、畑苗代、蝗駆除法 五穀、辛子、野菜栽培。 独身。		1885/12/18 (M18)
⑧重竹伊右衛門	44	早良郡飯盛村			身体強壯、農事に専従 品行正直、勸業上熱心 作給望みなしといえど も家計の一助。		1886/02/00 (M19)

第3-3表のつぎ

⑨梅崎嘉平	53	那珂郡塩原村	平地、牛馬耕、土質(真土7分、砂地3分) 気温30°K~90°K、米、麦、粟、蕎麦、菜種専業。	(手)田畑40.0	(肥料)干し糞、油粕人糞、馬糞を使用。牛馬耕、水選、寒水浸し(管下において専ら行なわれている諸法の内、寒水浸し最も経験ある者)、米、麦、菜種製造。独身、品行正直、財産相応、農事篤志。	御笠那珂席田郡勸業会員	1886/02/03 (M19)
⑩小野山次吉	49	穂波郡太郎丸村			20歳より農業従事、31歳より試作開始。畑苗代、穂先三分選、寒水浸し、麦作。		
⑪朱雀茂平	55	志摩郡板持村		(所)田畑20.0 (手)田畑35.0	馬耕、水田耕法。8人家族、5人男子。品行端正にして、衆に優る。本人訥弁なりと雖も、人に応答するは最も懇切なり。	M15 内国勸業博覧会に米出品、7等賞。以来各共進会において数回入賞。	1887/02/20 (M20)
⑫真子磯吉	32			(手)田10.0余	10年間改良法実施。畑苗代、篤志の者。		1887/11/29 (M20)
⑬高田茂一郎	43	早良郡脇山村			勸業篤志。品行不正、信用失墜ながら、謹慎悔誤した故保証。月給等に関しては云々なし。		1886/02/09 (M19)
⑭土斐崎伊右衛門	53	早良郡下山門村			馬飼い方、鋤方(押持立犁)、掻き方、道具貯え方上手。月給等に関しては云々なし。		1886/02/09 (M19)
⑮石郷又市		志摩郡小金丸村			稲作改良方実業志の者人品宜しき人物、実業教師頗る熱心、近來勉強中。		1888/03/04 (M21)
⑯吉村又蔵		同上			同上		1888/03/04 (M21)
⑰一坊寺正平		同上			同上		1888/03/04 (M21)

(注) それぞれ以下の資料によった。①「履歴書」(林家文書 No.1677) ②同前(同前) ③同前(同前 No.84) ④「採川願」(同前) ⑤「履歴書」(同前) ⑥同前(同前) ⑦同前(同前) ⑧「推薦状」(同前) ⑨「履歴書」(同前) ⑩同前(同前) ⑪「推薦状」(同前 No.152-10) ⑫同前(同前 No.152-20) ⑬同前(同前 No.934-1) ⑭同前(同前) ⑮同前(同前 No.934-12-1) ⑯同前(同前) ⑰同前(同前)。

(⑨梅崎嘉平参照)の手作り地主層によって構成されていたと考えられる。

第四に、彼らは勸業上熱心で(⑧重竹伊右衛門参照)、実業の一点では他人に譲らず(⑤勢田喜四郎参照)、居村及びその周辺では「此者ノ上ニ登ルモノナシ」と表現されるように、いわば地域における卓越した農業技術者²⁴老農としての地位を確立していたのであり、彼らの修得していた技術は、居村で経験してきた福岡の在来農法(その中心は、抱持立犁による乾田牛馬耕である)と、明治一〇年代に県下で改良法として普及が試みられていた諸法(寒水浸法、土圃い法、穂先三步選、塩水選、畑苗代など)であった。さらに、彼らの「資質」から実業教師像をみた場合、農事に苦心勉勵(⑤勢田喜四郎、⑥浦山六右衛門参照)、品行方正(⑧重竹伊右衛門、⑨梅崎嘉平、⑩朱雀茂平参照)、訥弁ながら人を熱心に指導し(⑩参照)、また本人も熱心に勉強する(⑬石郷又市参照)姿が浮び上がってくるのである。

第五に、その他履歴をみた場合、①淵上保、②淵上貫之、⑩朱雀茂平などが、地方名望家的色彩が強い(高原も同様である)。他の者たちは、今のところ不明である。

要するに、この時期の実業教師は、数町歩を手作り、地方名望家的色彩を持ったものを含み込みながら、居村で農業に従事するなか、福岡在来農法は言うに及ばず、改良法をも修得した老農であった。彼らは、「家計の一助」(⑧浦山六右衛門参照)ほどの俸給を望みながらも、その多くは、「月給等に関しては云々なし」(⑭土斐崎伊右衛門⑮石郷又市参照)「乍不省小使ニテモ宜敷候二付」²⁵にみられるように、当時の時代状況を反映しながら、国家のために活躍する²⁶全国での農事改良の担い手となる、そのことを名誉と考えるという精神、すなわち、「農耕者の樂土の自主的建設に精進することを厭わな²⁶い体の精神」²⁶老農的精神の持ち主なのである。この精神は、手作地主層としての経済的余裕によって支えられており、また彼らのある部分では、それを勸業委員、郡書記、村吏、県会議員などの役職のなかで培っていったのである。²⁷

しかし、前節でみたように、派遣実業教師の系譜化がみられはじめるなかで(これは量的には勸農社員としての派遣が多くを占めるといふ形で現れる)、福岡県からの派遣という意識の後退がおのずからみられ、勸農社実業教師からした場合、各府県で徐々に増加しつつあった学理農法派との組織的、農業技術的相違を意識することとなるのである。

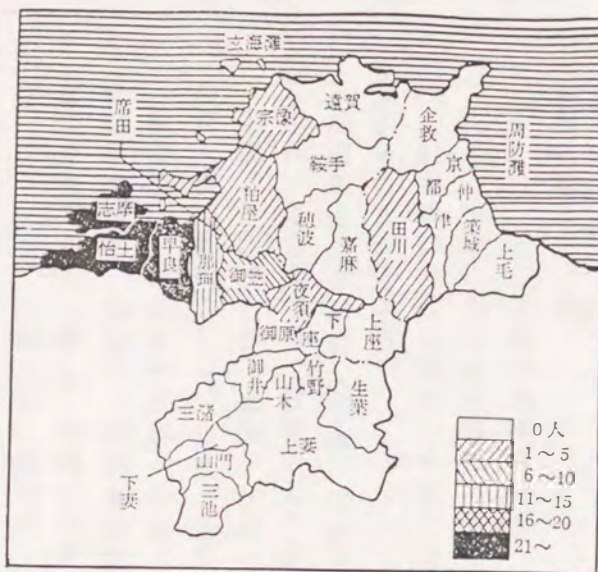
要するに、福岡県実業教師の資質から、勸農社実業教師、及び勸業試験場実業教師の資質への変化なのである。²⁸

第三節 実業教師の派遣基盤

本節では、実業教師の派遣の地域的基盤を明らかにする。そのために、彼らの出身郡の農事景況の特徴を分析することを目的とする。

まず第3-1図を参照されたい。

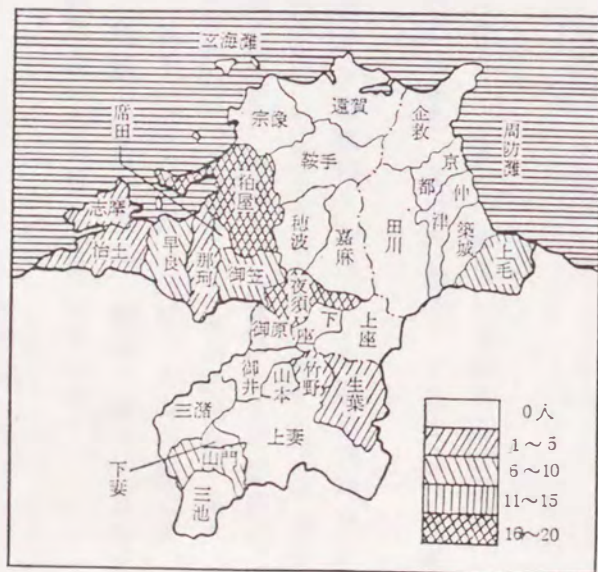
第3-1図 派遣実業教師分布図 (M18年~M24年)



(注) 明治十八年五月二十二日付『福岡日日新聞』明治二十四年一月十七日付『同上』記事の集成。

同上には明治十九年石川県分が含まれていないため「林家文書」によりその分を加算して作図した。

第3-2図 福岡県下老農分布図 (M19年頃)



(注) 「老農住所姓名表」(林家文書所収)より作成。

彼らの出身郡が筑前部、その中でも特に筑前西部に極端に偏っているという特徴がわかる。一八八六（明治一九）年の石川県への実業教師派遣選抜時に作成されたと思われる「老農住所姓名表」²⁹により作成した第312図によれば、筑後部（山門、竹野、生葉郡）、豊前部（上毛郡）に派遣すべき老農のある程度の分布がみられるが、この特徴を傾向的に示しているともみることができる。

そこで以下では、筑前西部の農事景況がどのような特徴を示すのか、福岡県諸郡の分析も含めながら、明らかにしていきたい。

a、各郡主要農産物構成

まず第314表を参照されたい。

福岡県全体が米を筆頭とした主穀生産県であることがわかる。そのなかでも筑前、豊前部で米の比重が高く、筑後部で低いことがわかる（筑前六五・七%、豊前六九・九%、筑後四八・九%）。反当収量の面では、逆に筑後部（一・八二石）が高く、次いで豊前部（一・六七石）、筑前部（一・五七石）となっている。米質では、豊前部（石当四・五〇円）、筑前部（石当四・四九二円）、筑後部（石当四・二〇円）の順になっている。³⁰

b、各郡牛馬耕の分布

次に、県下における牛馬耕の分布をみてみよう。まず、第315表をあげる。

これと次にあげる第316表を考え合わせた場合、各郡を第317表のように分類することができる。

豊前部は、牛耕郡（企救、京都）、牛耕人耕均衡郡（田川）、牛耕馬耕均衡郡（中津）に分類でき、役畜としては、圧倒的に牛であることがうかがえる。筑後部（生葉、山門、竹野、御原、三池）は馬耕を主とし（但し、人耕郡として御井郡、馬耕人耕均衡郡として、山本、上妻、下妻がある）、役畜として馬が圧倒的である。筑前部は、東部が牛耕郡（嘉麻、穂波、鞍手）と人耕郡（遠賀）とに分類でき、西部が馬耕郡（早良）、牛耕馬耕均衡郡（糟屋、那珂、御笠、席田、怡土、志摩）とに分類できる（但し、宗像だけが、牛耕郡としての特徴を見せている。³¹）。

c、各郡二毛作展開度

第315表の二毛作率をみた場合、歴然とした地域間較差を読み取ることができ、筑後部では、生葉郡の七六%を下限として、平均八七・七%で県下一位の高率を示す。豊前部では企救郡の七〇%を上限として、平均五〇・五%である。筑前部では、隣接する糟屋、宗像両郡を含めた東部では、嘉麻郡の七八%を上限として、平均四四・八%の低率にとどまっているのに対して、筑前西部では、志摩郡が四四%の低率を示しながら、平均七九・〇%と筑後部に次ぐ高率を示す。

d、各郡自作農分布

第318表によれば、自作層の比率は、筑前部では一八・八%の鞍手郡を下限として、平均三一・三%を示し、筑後部では上妻郡の三一・二%を上限として、平均二〇・九%を示す。豊前部では二四・七%の田川、企救両郡を下限として、平均二九・二%を示す。このことが示すように、自作層は筑前部に厚く分布していること

第3-4表 各郡主要農産表

国郡別		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	計
筑前	遠賀	米(75.6)	麦(6.5)	蔬(4.6)	豆(2.9)	榎(2.7)	92.3
	鞍手	米(79.3)	麦(5.0)	榎(4.3)	蔬(2.7)	豆(2.4)	93.7
	嘉麻	米(78.2)	麦(7.1)	蔬(4.5)	榎(3.5)	果(1.4)	94.7
	穂波	米(74.3)	麦(8.5)	榎(5.8)	蔬(3.3)	豆(1.5)	93.4
	粕谷	米(67.1)	麦(10.7)	菜(5.2)	蔬(4.1)	甘(2.8)	89.9
	宗像	米(62.0)	榎(9.6)	麦(6.9)	甘(4.0)	蔬(3.1)	85.6
	上座	米(33.2)	雑(13.2)	煙(11.6)	麦(10.3)	榎(6.6)	74.9
	下座	米(41.2)	雑(12.9)	麦(8.5)	榎(8.5)	豆(5.1)	76.2
	夜須	米(56.2)	麦(11.0)	雑(5.8)	榎(3.5)	豆(2.6)	79.1
	那珂	米(61.8)	麦(16.4)	菜(7.9)	繭(1.9)	蔬(1.6)	89.6
	御笠	米(65.5)	麦(15.2)	菜(12.6)	榎(2.4)	雑(0.8)	96.5
	席田	米(80.4)	麦(11.3)	菜(8.0)	榎(0.3)	一(0.0)	100.0
	怡土	米(69.7)	榎(8.3)	麦(7.1)	菜(3.4)	蔬(2.9)	91.4
	志摩	米(65.9)	麦(9.6)	菜(3.4)	繭(3.4)	雑(3.3)	85.6
早良	米(75.1)	麦(9.3)	菜(5.3)	蔬(2.3)	榎(1.2)	93.2	
福岡	繭(20.1)	蔬(18.9)	卵(13.8)	禽(4.6)	麦(3.1)	60.5	
筑後	久留米	麦(31.9)	蔬(22.7)	米(13.9)	繭(8.0)	豆(5.4)	81.9
	生葉	米(48.0)	麦(12.9)	茶(11.7)	雑(9.0)	榎(3.4)	85.0
	竹野	米(53.8)	麦(11.6)	雑(11.0)	菜(5.5)	蔬(3.3)	85.2
	御井	米(47.4)	麦(12.3)	雑(11.4)	蔬(9.2)	藍(5.9)	86.2
	御原	米(56.0)	麦(13.1)	蔬(6.6)	榎(6.5)	菜(4.6)	86.8
	山本	米(41.5)	榎(15.7)	雑(10.9)	麦(9.5)	蔬(7.4)	85.0
	三階						
	妻上	米(32.4)	茶(17.4)	麦(12.4)	蔬(9.2)	雑(7.5)	78.9
	妻下	米(50.5)	麦(13.3)	菜(10.8)	雑(6.5)	豆(3.0)	84.1
	山門	米(59.4)	麦(10.2)	菜(9.7)	蔬(5.9)	豆(3.3)	88.5
三池	米(50.9)	麦(11.4)	菜(5.6)	蔬(4.7)	豆(4.4)	77.0	
豊前	企救	米(67.3)	麦(8.3)	榎(5.6)	蔬(5.2)	果(3.6)	90.0
	田川	米(68.2)	麦(8.3)	蔬(6.1)	菜(4.6)	榎(2.4)	89.6
	京都	米(72.5)	榎(10.0)	麦(9.0)	豆(1.8)	甘(1.5)	94.8
	中津	米(71.6)	麦(11.9)	榎(4.7)	蔬(3.7)	繭(1.6)	93.5
筑上							
城毛							
県全体	米(61.7)	麦(10.1)	蔬(4.7)	菜(4.0)	榎(3.8)	84.3	

(注) 太田遼一郎「明治前・中期福岡県農業史」所収表に、新たに「福岡県農事調査」より加筆作成。
 菜=菜種, 豆=豆類, 蔬=蔬菜類, 甘=甘藷, 榎=榎実, 果=果樹, 雑=雑穀,
 禽=家禽, 煙=煙草。
 単位: %

第3-6表 牛馬耕人耕の區別

粕谷	本部田畑ノ耕鋤ハ専ラ牛馬ヲ用フ。然ルニ箱崎町畑ノ耕耘ニ限リ人力ヲ以テス。
宗像	田畑トモ牛馬耕ノミニテ人耕ナン。
遠賀	田ヲ墾起スルニ専ラ人力ニヨリ、唯タ耙耕スル共ニ牛馬ヲ用フ。(後略)。
鞍手	山間谿谷其他非常ニ狭隘ニシテ牛馬ヲ容ル、能ハサルヨリハ、各地牛耕ヲ施サ、ルハナン。
嘉麻	郡内ニ於テ田畑ヲ墾起スルハ總テ牛馬耕トス(牛九分八厘馬二厘)然レトモ、水田又ハ深田ト称ヘ年中水ニ浸シタルモノニ限リ人耕トス。其ノ割合ハ凡ソ百分中ノ一分ニ過キズ。
穂波	郡内ニ於テ田畑ヲ墾起スルハ總テ牛馬耕トス。其ノ割合「牛九分八厘ニシテ馬二厘」ニ居ル。最モ水田又ハ深田ト称ヘ年中水ニ浸シタルモノハ、人耕尤モ多トス。
上座	
下座	
夜須	
那珂	田ヲ墾起スルニ専ラ牛馬耕ヲ用フ。耙耕ニノミ牛馬ヲ用フ。其割合ハ八分位ナリ。畑ニ於テモ福博接近ノ菜園地ヲ除クノ外、皆ナ牛馬耕ヲ施ス。
御笠	田畑ヲ墾起スルニ専ラ牛馬ヲ用フ。其割合凡ソ八分位ナリ。
席田	那珂郡同断。
怡土	田ヲ墾起スルニ専ラ牛馬ヲ用ヒ、人力ニヨルハ尠ナン。畑ニ至リテモ亦牛馬耕ヲ施ス者多シ。
志摩	從來田畑ヲ耙耕スル牛馬ヲ使用スル事本部農家ノ長所ニシテ(中略)、深田及ヒ小畝歩ノ畑ニシテ牛馬ヲ牽入ル、モノ、他ハ、悉皆牛馬耕ヲ施シ来レリ。
早良	田畝耕耘スルニ専ラ牛馬ヲ用ユ。水田并山間ノ畑小畝ニシテ牛馬耕施ス事不能ル分ハ人力ニヨリ、其割合牛馬耕凡ソ八分、人力三分(ママ)ナリ。
福岡	市内ノ畑地ハ曾テ牛馬耕ヲ施スモノナン。
久留米	田畑ヲ墾起スルニ専ラ人力ニヨルト雖トモ、間ニハ耙耕ニノミ馬ヲ用ユルモ、其割合ハ凡ソ八分位トス。
生葉	田ヲ墾起スルニ、犁耕ナリ、耙耕ナリ専ラ牛馬力ヲ用ユ。人力ニヨル事十中ノ二三位ナリ。畑ニ至リテモ亦同シ。
竹野	田ヲ墾起スルニ、犁耕ナリ、耙耕ナリ専ラ牛馬力ヲ用ユ。人力ニヨル事十中ノ二三位ナリ。畑ニ至リテモ亦同シ。
御井	田ヲ墾起スルニ主モニ人力ニヨリ、唯タ耙耕ニノミ牛馬用フ。其割合凡ソ八分位ナリ。畑ニ至リテハ曾テ牛馬耕ヲ施ス者ナン。

第3-5表 福岡県各郡牛馬頭数及び二毛作率表

国郡別	耕地面積(A)	牛頭数(B)	馬頭数(C)	A/B	A/C	二毛作率	
筑前	粕谷	9,322	3,020	1,998	2.50	3.78	32
	宗像	9,676	3,974	615	1.74	11.21	28
	遠賀	5,770	—	—	—	—	47
	鞍手	5,138	3,596	1,376	2.69	7.03	44
	嘉麻	7,550	3,127	615	1.85	9.38	78
	穂波	6,896	2,425	555	2.12	9.26	40
	上座	7,054	—	—	—	—	—
	下座	2,423	—	—	—	—	—
	夜須	4,748	—	—	—	—	—
	那珂	4,098	1,844	1,213	2.22	3.38	90
	御笠	4,232	1,855	1,082	2.28	3.91	73
	席田	677	4	320	169.25	2.12	97
	怡土	4,577	1,266	1,303	3.62	3.51	85
	志摩	5,230	1,759	1,228	2.97	4.26	44
	早良	4,301	205	1,848	20.98	2.33	85
	福岡	23	11	26	2.09	0.88	—
筑後	久留米	64	33	27	1.94	2.37	—
	生葉	3,795	138	1,531	27.50	2.48	76
	竹野	2,724	6	1,145	454.00	2.38	80
	御井	5,107	0	3,212	—	1.59	80
	御原	3,213	0	1,187	—	2.70	83
	山本	1,299	0	483	—	2.69	98
	三階	8,483	—	—	—	—	—
	上妻	8,577	1	4,005	8577.00	2.14	89
	下妻	1,395	0	586	—	2.39	95
	山門	6,455	13	3,776	496.53	1.71	98
三池	4,535	44	2,653	103.06	1.71	90	
豊前	企救	7,006	3,467	687	2.02	10.20	70
	田川	7,193	4,425	634	1.63	11.35	57
	京都	3,840	1,661	633	2.31	6.07	43
	中津	4,115	1,496	1,314	2.75	3.13	32
	築城	3,085	—	—	—	—	—
上毛	4,236	—	—	—	—	—	

(注) 「福岡県農事調査」より作成。

第3-8表 自小作別農家数

実数		数				百分比			
		自作	自小作	小作	計	自作	自小作	小作	計
筑前	粕屋郡	2,181	3,303	924	6,408	34.0	51.5	14.4	100.0
	宗像郡	2,166	2,744	1,066	5,976	36.2	45.9	17.8	
	遠賀郡	1,635	2,325	2,292	6,252	26.2	37.2	36.7	
	鞍手郡	1,188	2,018	3,204	6,410	1.85	31.5	50.0	
	嘉麻郡	1,109	1,982	1,133	4,224	26.3	46.9	26.8	
	穂波郡	1,012	1,507	864	3,383	29.9	44.5	25.5	
	早良郡	1,113	1,191	897	3,201	34.8	37.2	28.0	
	御笠郡	1,059	1,268	928	3,255	32.5	39.0	28.5	
	席田郡	152	214	113	479	31.7	44.7	23.6	
	那珂郡	2,313	2,643	1,656	6,612	35.0	40.0	25.0	
	怡土郡	834	1,724	880	3,438	24.3	50.1	25.6	
	志摩郡	1,754	1,797	612	4,113	42.6	42.5	14.9	
	福岡市	47	51	38	136	34.6	37.5	27.9	
	筑後	上妻郡	3,355	5,095	2,298	10,748	31.2	47.4	21.4
下妻郡		444	827	263	1,534	28.9	53.9	17.1	
山門郡		1,389	4,328	2,914	8,631	16.1	50.1	33.8	
三池郡		1,196	3,559	901	5,656	21.1	62.9	15.9	
生葉郡		638	1,778	2,795	5,211	12.2	34.1	53.6	
竹野郡		512	1,378	1,892	3,782	13.5	36.4	50.0	
山本郡		378	536	644	1,558	24.3	34.4	41.3	
御井郡		1,342	2,086	1,859	5,287	25.4	39.5	35.2	
豊前	御原郡	704	1,017	922	2,643	26.6	38.5	34.9	
	久留米市	165	40	70	275	10.0	14.5	25.5	
	企救郡	2,524	2,641	1,437	6,602	38.2	40.0	21.8	
	京都郡	795	1,412	1,006	3,213	24.7	43.9	31.3	
計	仲津郡	1,333	1,937	1,294	4,564	29.2	42.4	28.4	
	田川郡	1,871	2,909	2,781	7,561	24.7	38.5	36.8	
計	33,209	52,260	35,683	121,152	24.4	43.1	29.5		

(注) 大田達一郎「明治前・中期福岡県農業史」より引用。

第3-6表のつづき

御原	田畑共鋤起又ハ耙耕スルニ専ラ牛馬ヲ用ユ。農業全体ノ労カハ、人力七分五厘、馬力二分五厘位ナリ。
山本	田畑共鋤起又ハ耙耕スルニ多ク馬ヲ用ユ。畑ハ隔年位ニ人力ヲ以テ打起スアリ。
三池	
上妻	郡内東部山間ニ至リ畑ヲ耕耘スルニハ専ラ人耕ニシテ、馬耕ヲ用ユル僅ノ一分位ナリ。田ハ人馬耕凡ソ相半バセリ。東部ヲ除キ中部ヨリ西部ニ至テハ、専ラ馬耕ヲ用ヒ人耕三分位ノ割合ナリ。
下妻	上妻郡ニ同シ。
山門	田ハ総テ馬耕ヲ以テス。畑ハ馬耕九分人耕一分ニシテ、牛耕ハ田畑共ニ之ヲ施スモノナン。
三池	田ヲ鋤起スルニ専ラ耙耕ニ馬ヲ用ヒ、人力ヲ以テスルモノ殆ント稀ナリ。
企救	田地ヲ鋤起スルニハ専ラ牛耕ヲ用ヒ、畑ニ至テハ牛耕九分人耕一分位トス。馬耕ニ至テハ極メテ稀ナリ。
田川	田圃ノ耕犁ニハ専ラ人力ニヨリ、唯耕作ノミ牛馬ニ同シ。其割合耕牛馬六分人力四分ナリ。畑ニ於ケルモ亦同シ。
京都	田畑ヲ耕作スルニハ総テ牛馬ヲ用フ。依テ其割合ヲ算出セス。
中津	田畑ヲ耙耕スルニハ総テ牛馬ヲ用フ。依テ其割合ヲ算出セス。
築城	
上毛	

(注) 「福岡県農事調査」による。

第3-7表 県下牛馬耕人耕分布表

牛耕郡	嘉麻、穂波、企救、京都、宗像、鞍手
馬耕郡	早良、生葉、山門、竹野、御原、三池
牛・馬耕郡	粕谷、那珂、御笠、席田、怡土、志摩、中津
人耕郡	遠賀、御井
牛・人耕郡	田川
馬・人耕郡	山本、上妻、下妻

(注) 第5表、第6表により作成。

がわかる。

また、とくに筑前西部（糟屋、宗像、早良、御笠、席田、那珂、怡土、志摩、福岡市）では、平均三四・〇%を示している。第319表にみられるように、比較的経営規模の大きい農家が筑前部にかたより、また福岡市周辺にかたよっていることと関連して、大田遼一郎氏は「福岡近郊の場合、大土地所有の割合の小ささと関連して、経営規模の大きいものの割合の高いことは、自作上層の比重が可成り強くなっていることを示すものではないか」と指摘している。

以上の諸指標から筑前西部の特徴を描き出すと、二毛作（主に裏作として麦、菜種）の高い展開度を示し、馬耕もしくは牛馬耕地帯であり（牛耕のみ、もしくは牛馬耕人耕均衡地帯ではない）、県平均からみた場合、ある程度の経営規模を持ち、自作上層の厚い地域と規定できる。

実業教師たちは、こういった農事景況のなかで営農経験を蓄積し、苦心勉強しながら、老農としての地位を確立していったのである。

しかし、以上の特徴は相対的なものであって、他の地域たとえば筑後地方がその派遣基盤となり得なかったという理由にはならない。筑前西部を中心とする地域がその基盤となるためには、以上の要素は必要条件であっても十分条件ではない。その条件を満たすためには、以下の要素が大きく作用していたのである。

先ず第一に、この地域が林遠里（早良郡重留）という強烈な個性を生み出したことである。第二に、彼によって実業教師養成派遣団体「勸農社が重留の地に設立された。第三に、林遠里の明治一〇年代における福岡県での改良法普及活動のなかで、筑前西部を中心とした地方名望家層の厚い支持基盤を形成したことである。

第四に、深耕を可能にした抱持立犁の存在と、それがこの地方に普及していたことである。「福岡県農務誌」には、「志摩郡犁」「怡土郡犁」として、いわゆる「抱持立犁」が紹介されている。これらの犁は、深耕が日本農業の改良の一つの要点と指摘した駒場農学校のドイツ人教師であったマックス・フェスカをして「土性上ヨリ論スルモ、抱持立犁ノ如キ深耕犁ハ、実ニ本邦ノ土壤ニ適ス」といわしめたものである。

第五に、次節で述べる福岡農法のバックアップとしての改良農具供給体制の整備をあげることができる。

以上の要素が、筑前西部における農事景況のなかで、その地位を確立していった老農に、実業教師として各府県に派遣される必要十分条件を与えたのである。

第四節 改良農具の供給基盤

前節では、筑前西部が実業教師の派遣基盤としての位置を獲得した条件の一つに、同地域で在来農具として無床犁が定着し使用されていたことをあげたが、本節では、実業教師の普及活動にとって必要な農具の供給基盤が、彼らをバックアップする形で形成されてくることについて考察してみたい。

第3-9表 耕作面積別農家数

郡別		実 数				百 分 比			計
		1町5反以上	1町5反~8反	8反以下	計	1町5反以上	1町5反~8反	8反以下	
筑前	粕屋郡	1,274	2,361	2,773	6,408	19.9	36.8	43.3	100.0
	宗像郡	1,258	2,092	2,626	5,976	21.1	35.0	43.9	
	遠賀郡	1,343	2,025	2,884	6,252	21.5	32.4	46.1	
	鞍手郡	1,198	2,137	3,075	6,410	18.7	33.3	48.0	
	嘉麻郡	975	1,354	1,895	4,224	23.1	32.1	44.9	
	穂波郡	863	1,004	1,528	3,395	25.4	29.6	45.0	
	早良郡	740	1,071	1,390	3,201	23.1	23.5	43.4	
	御笠郡	606	1,060	1,589	3,255	18.6	32.6	48.8	
	席田郡	177	160	142	479	30.0	33.4	29.6	
	那珂郡	1,778	2,082	2,752	6,612	26.9	31.5	41.6	
筑後	怡土郡	850	1,485	1,103	3,438	24.7	43.2	32.1	100.0
	志摩郡	1,091	1,475	1,547	4,113	26.5	35.9	37.6	
	福岡市	—	—	136	136	—	—	100.0	
	上妻郡	837	2,527	7,384	10,748	7.9	23.5	68.7	
	下妻郡	262	373	899	1,534	17.1	24.3	58.6	
	山門郡	755	2,015	5,858	8,628	7.0	23.4	67.9	
	三池郡	428	1,734	3,494	5,656	7.6	30.7	61.8	
	生葉郡	331	935	3,945	5,211	5.4	17.9	75.7	
	竹野郡	269	942	2,571	3,782	7.1	24.9	68.0	
	山本郡	145	457	956	1,558	9.3	29.3	61.4	
豊前	御井郡	838	1,564	2,885	5,287	15.9	29.6	54.6	100.0
	御原郡	566	725	1,352	2,643	21.4	27.4	51.2	
	久留米市	—	—	275	275	—	—	100.0	
	企救郡	605	2,172	3,825	6,602	9.2	32.9	57.9	
計	京都郡	456	1,131	1,626	3,213	14.2	35.2	50.6	100.0
	仲津郡	580	1,287	2,697	4,564	12.7	28.2	59.1	
	田川郡	779	2,169	4,613	7,561	10.2	28.4	60.5	
	計	19,004	36,337	65,820	121,161	15.7	30.0	54.3	

(注) 同前。

実業教師が各府県に派遣される場合、受け入れ先の府県及び諸郡は、彼らの月俸の確定とともに、旅費及び農具運送費支払の約定をするのが一般的であった。このことからわかるように、彼らが赴任する場合、改良農具一式（おそらく抱持立犁とその部品、犁先等、雁爪、拔櫛など）を携帯していったことが予想される。こういった農具、さらには彼らの普及活動の場としての試験田での使用農具や、彼らのもとで伝習を受ける農民の使用する農具の供給はいかなる形でおこなわれていたのだろうか。

そもそも各府県が導入しようとした林遠里稲作改良法は、林遠里が「發明」、「理論化」したとされる「寒水浸法」「土圃い法」と福岡在来農法によって構成された一つの農業技術システムであった。それゆえ、そのシステムを支える農具は、稲種抜落し櫛のような遠里の独創に依るものもみられるが、その多くが筑前西部に当時一般的に使用されていたものによって構成されていた。

実業教師の派遣が本格化する以前では、ある程度県下での分業関係（鍛冶部門、木工部門など）を形成しながらも、おそらくそういった農具の多くは「村鍛冶的」農具製造業者による供給にもっぱら頼っていたと考えられる。明治十九年（一八八六）三月に、遠里が早良郡脇山村の鍛冶緒方仁助から雁爪二〇挺を購入したことを示す「請取書」³³をみる事ができるが、この緒方がその類の「農具製造業者」であったらうと推察される。

しかし、第一節でみた石川県への実業教師の派遣を契機として、その全県的盛り上がりのなかで、改良農具の質的改善と安定供給の目的のために、早くも明治十九年（一八八六）一二月には「大日本農具改良組合」が設立されるに至る³⁴。そもそも、鉄地金の一括購入によるその安定的確保が組合の一つの役割であったが、「鍛冶職而已に止まらず、農具に関する総ての製作者と一致団結して改良の目的を貫き、販路を永遠に期せんとすの計画なりと云ふ」³⁵にみられるように、県下すべての農具製作者（鍛冶部門のみならず、木工部門を含めて）との協力の下で改良農具の供給を担うことが、もう一つの役割として位置づけられた。

こういった福岡県での動きのもと、改良法を受け入れた各府県及び直接にその導入普及を担当した実業教師たちは、実際にどのようにして改良農具の供給ルートを確保していたのであろうか。まず、上記「改良組合」を通してのルートである。

林遠里稲作改良法を導入した山口県では、その農法普及に必要な農具の注文を福岡県農商務課におこない、それを受けて同課は、平鋏、蟹爪、稲刈鎌、鋤、鋤先、連枷、耙、切乾燥器、稲種抜落櫛といった農具を「改良組合」に一括注文した³⁶。

これら一連の農具は、「林氏の演説する耕作法に使用するもの」として注文、製造されたものであった。県下農具鍛冶同業者を糾合して設立された「改良組合」が改良農具の供給に携わること、改良法普及のバックアップとして大きな役割を果たすことになった。

しかし、「改良組合」だけが改良農具を独占的に供給した訳ではなく、個別的に実業教師からの注文を受けて供給するルートも存続していた。

明治二五年（一八九二）から宮城県柴田郡船岡村の飯淵七三郎方に聘用されていた谷勘吉は、次のような書簡を両親に宛てている。

恭賀新年 明治廿九年一月一日 御両親様

谷勘吉

拝啓、寒氣ノ砌ニ御座候、御家内様一同無事御壯健而奉大賀候、次ニ私モ日々実業相カハラズ勉強致シ候間、乍憚御休被下度候、陳者、此節作年ノ成績表ヲ送り候間、名前通りニ御渡シ被下、扱テ先達テ御書面ニ谷又六氏ノ中川原地ノ御報知ハ入用無之候、猶先書ニハ二三度私廿九年田植迄是非経続致サネバナラノ様ニ願申サレ候間、其御相談ヲ申上置候得共、ヨシトモ、アシクトモ何タル其事ニ付テハ御返事無之候間、親類ヤ御両親様ノ御返事ヲ日々相待候田植迄ノ経続ハ、私ニ於テ定メ候、国本エ於テハ如何事カ御相談申上候、猶々先達テ送り出ノ犁ハ、後日物一月八日ニ着致シ候間、御安心被下、犁ノ注文ハ五六拾挺注文致ス積リニ御座候間、重作エ御話し被下度候
成績表ハ、谷安正、谷善四郎、谷伊助、谷文七、進藤勘七、中村茂七ト中上源吉、御友達、区长原田可龍様

明治廿九年一月十六日

勘吉が両親に対して聘用継続の是非を相談している内容であるが、文中「猶々先達テ送り出ノ犁ハ、後日物一月八日ニ着致シ候間、御安心被下、犁ノ注文ハ五六拾挺注文致ス積リニ御座候間、重作エ御話し被下度候」の文言にみられるように、犁の受取通知とともに、重作への五、六〇挺の犁注文を実家を通しておこなっていることを知る。重作とは、那珂郡須玖村（現福岡県春日市須玖）の大村重作のことで、当時早良郡脇山村の大鶴犁製作所、那珂郡三宅村大賀犁製作所などとともに、抱持立犁の製造ニ供給に携わっていたことが知られている。

この他、和歌山県東牟婁郡に聘用されていた宗像郡曲村の片山惣三は、郷里曲村に対し、鋤先一〇挺、薄鋤一〇挺、耨種五斗送致の依頼をおこなっている。また、宮崎県に滞在中の実業教師は（氏名不明）、平鋤五〇挺の注文を福岡県勸業試験場におこなっている。

福岡県下における改良法普及をバックアップする改良農具の供給基盤は、以上のように「農具改良組合」を通してのルートと、実業教師の個人的ルート（おそらく旧来からの縁故的關係）とを合わせ持って形成されていた。

しかし、こういった供給基盤が十全な形で改良法普及をバックアップするためには、派遣先の各府県でより広範で整備された供給体制の確立が必要であることはいうまでもない。以下では端的にはあるが、その動きをみてみよう。

島根県巡摩郡大國村の地方名望家であった安井好尚は、明治二〇年六月二一日付の「山陰新聞」に次のような広告記事を載せた。

地方農事ノ萎靡振ハサルハ、苟モ心アルモノ、知ル所ニシテ、今更喋々ヲ要セサルナリ、茲ニ農事ノ改良ヲ図ルハ寔ニ今日ノ最大急務ト云フ可シ、而シテ改良ノ事タル一ニシテ足ラスト雖モ、第一農具ノ改良ノ先ンスヘキハ疑ヲ容レサ

ル所ナリ、何トナレハ、農ノ目的タル少費多穫ニアレハナリ、然ルニ、地方農家ノ風ヲ見ルニ、多クハ旧慣ヲ墨守シテ、敢テ意ヲ茲ニ留メサルハ、今日ノ現状ナリ、好尚ノ之ヲ憂フルヤ久シ、今春福岡県ヨリ必用ノ農具ヲ求メテ、之レヲ試用スルニ、地方在来ノモノニ比スレハ、一層便利ニシテ、其勞力ヲ省ク事尠カラス、依テ農事改良篤志諸君ノ需ニヨリ、直チニ製造送致致スヘキニ付、有志ノ諸君ハ御申込アラン事ヲ希望ス、種類代価ハ左ノ如シ

一、筑前鋤 代金五拾五錢

此鋤ハ、筑前ノ国ヨリ購求シ試用セシニ、地方現今在来使用スル処ノ鋤ニ異ナリ、牛馬ニ輓セテ田畑ヲ耕スニ容易ニシテ、往返地ヲ深ク鋤キ返スヲ得テ、裨益鮮少ナラス、農事改良篤志ノ諸氏ハ試用セラレン事ヲ望ム

一、小鞍 代金四拾三錢

是ハ前鋤ニ付屬シテ手軽ク、牛馬ニシテ其勞少ナシ

一、平鋤 代金五拾六錢

鋤ハ諸国トモ其所ニ依テ形チモ変リ、埴土ニ便ナルモ、砂土ニ不便ニテ、其土地ニ就キ用ヒテ功アルモノナシトモ、此鋤ハ苗代ノ地整並ニ畦底作間ニ用ヒテ効多ク、農家ニ欠クヘカラサル要具ナリ

一、稻種抜キ落シ器械 代金八錢

是レハ、本県勸業雜報第貳拾九号付録林遠里農事演說筆記第一章中種子刈採及ヒ精撰之項ニ登記セル稻種抜キ落ス器械ニシテ、米作改良ニ必要ナリ

一、蟹爪 代金拾五錢

是ハ、前同上第四章中ニアル蟹爪ニシテ、稲間ノ土ヲ打返ス器械ニシテ、本年田方植付ノ后ハ必要ナリ

明治廿年六月

島根県邇摩郡大国村

安井好尚

この広告は、林遠里が島根県下を巡回中に掲載された。筑前鋤から蟹爪（雁爪）まで文字どおり林遠里稲作改良法普及にとつての必要な農具構成である。

以上のような動きは、第七章にみる長野県でもみられたが、改良農具の供給基盤を十全な形で機能させるために、積極的に販路の拡張を意図したことは、それが端的であったも、改良法を導入しようとする側の動きとして注目しておきたい。

以上、実業教師の各地での活動のバックアップの一つとして、農具の供給基盤の形成についてみてきた。実際、実業教師の派遣は、明治三〇年代にはいると減少し、それに伴い供給基盤の役割も減少してきたことはいうまでもない。しかし、このようにして導入された改良農具は一時的な役割に終わったのではなく、ある農具はより機能的になり（たとえば犁が抱持立犁から、操縦のよりたやすい短床犁に代替）、ある農具はそのままの形で（雁爪など）明治三〇年代以降における各地での明治農法（各地での明治後半期以降の稲作生産力増進を担った）を支える農具構成のなかに、少なからず在来農具として定着しているのを見ることができるといえば、改良農具の土着化であり、改良法の定着を示す一指標である。

明治一六年（一八八三）の長沼幸七の石川県への派遣、明治一七年（一八八四）および翌年の林遠里の富山、石川兩県への派遣を契機として、全国各地への福岡県実業教師の派遣は、それをバックアップする勸農政策の展開、地方名望家の支援、改良農具の供給基盤の形成というなかで、明治二〇年代の農事改良運動の一コマを彩ることとなった。

福岡県実業教師の多くは、福岡県下でも筑前部、とくにその西部を出身地とし、そこで手作地主、自作農（自小作層を含みながら）として自ら営農経験を蓄積し、福岡在来農法の修得者として「老農」の地位を確立し、当時（明治一〇年代）県下で普及が企図された寒水浸法、土圃い法、畑苗代、穂先三步選、塩水選などの改良技術をそれぞれ身につけることで、実業教師としての資質を養ってきたのである。

明治一〇年代末から明治二〇年代にかけて、福岡県から全国各地へ派遣された実業教師は、従来勸農社からの分として、『実業教手派遣人名一覽表』の集計から延べ四六一人と言われていたが、『一覽表』に記載されていない明治二六年（一八九三）以降の勸農社の分が加わり、さらにそれ以外のルートを通しての派遣が加わるので、実際は、それを越える人数であった。

彼らの派遣地での活動は、各府県一様ではないが、改良法普及のためにそれぞれの行政単位で設置された試験田を担当し、直接耕耘に従事しながら、そこで伝習生の指導にあたる場合や、府県内数百カ所に設けられた試験田を巡回しながら、それを担当している試作人の指導にあたる場合とがあった（長五郎のように、県の農学校に実地指導員の形で入る場合もあった）。また各地で開催された農談会などで稲作改良法の講演をおこない、牛馬耕競犁会、各種品評会、共進会では、審査を担当したりもした。

彼らの伝習しようとした改良技術は、乾田牛馬耕、二毛作（麦、菜種栽培法）などの福岡在来農法を基礎として、寒水浸法、土圃い法、畑苗代法（勸農社実業教師の場合、明治二〇年代後半にもなる）と林遠里の農法論の展開のもとで、冬蒔き畑苗代法にまで進む）、塩水選種法などであり、福岡県で築き上げた老農としての独自の手腕を発揮しながら、ある部分はストレートに、ある部分はその地の農事景況に柔軟に対応しながら伝習にあたった。その柔軟性は、福岡県下で営農経験を積み上げてきた老農たちは、その在来農法の技術システムとともに、熟練者としての独自の勘や微妙な技を兼ね備えることによって培われたのである。

各府県が招聘し、設置された試験田・試作田の担当・指導を依頼されるのは、こういう実業教師であり、それ以上でもそれ以下でもない。それゆえ、改良法の伝習の成功・不成功は、彼ら一個人としての手腕に負っていたのであり、彼らが派遣地で改良法か旧慣法かの二者択一的に、かつ機械的に地元の農業者に対応した場合にはその受容はおぼつかない。

その意味からすると、彼らの活動は全て順風満帆であったわけではなく、寒水浸法

による種初(種)の腐敗、農学士などのいわゆる学理農法派との軋轢、地元百姓の抵抗などのさまざまな局面にぶつからざるを得なかった。意気消沈し帰福する者、地元篤農家の協力により改良を加え農民の信頼を得る者、さらに地元(地)に根をおろし、その地で結婚をし、農事改良とともに大地主の小作地管理を担当する者、さまざまな実業教師の人間模様が織りなされた。

全国的な老農時代の終焉と歩を同じくした勸農社の衰退とともに、福岡県実業教師の派遣は減少を示し、老農時代の農事改良運動の一コマを彩った歴史の幕を閉じる。全国的に系統農会などの農事指導体制が形成・確立され、改良の主導権が民から官に移り、勸業政策の機構の新たな枠組みのなかで、彼らは篤農として「独自性」を発揮するか、みずからその場から退場するか(の)道を選択せねばならなかったのである。

(1) 拙稿「明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(一)(二)」(『経済学論叢』第三八巻第三・四号、同第三八巻第四号 所収) 参照。

(2) 『明治前期勸農事蹟輯録』上巻 五二九頁―五三〇頁。

(3) 福岡県における林遠里をはじめとする巡回教師(実業教師)たちは、この制度によるものではなく、各府県の独自の制度にもとづいて聘用されたのであるが、この制度制定により、各府県の勸農政策が、政府のそれと方向を一つにするという意味で、各府県の政策にはずみがついたことは確実であろう。

(4) 『福岡日日新聞』(明治一八年一月二〇日付) 記事より引用。

(5) 林家文書八四。

(6) 同前。

(7) 同前九三四―四。

(8) 同前八四。

(9) 『福岡県史』所収「遠里宛松隈藤蔵書簡」(明治一九年五月一四日付) 参照。同前所収。「一覧表」は、実業教師派遣のたびに、その都度書き加えられていったというより、明治二二年(一八八八)頃から勸農社が実業教師養成派遣

結社として社会的認知を得た結果、その組織的な体制を整えるとともに、実績の確認とその誇示の必要から一括して作成されたものと思われる。作成年度をいつの時点か確定できないが、おそらく学理農法との組織的な対立が顕著になる明治二四、五年(一八九一、二)以降と考えられる。

(11) 須々田黎吉「実学的農学者横井時敬の前半生をめぐる人々―明治農法形成における農学者と老農の交流―」Ⅷ、「農村研究」第四〇号所収) 参照。

(12) 林家文書一五二―四三。

(13) 『秋田県稲田之遺利』(明治三〇年)によれば、この時、同郡豪農平田安吉も来福している。ちなみに、この時に選抜された実業教師は、『一覧表』によれば、菊地馬吉、坂井初之助であった。

(14) 『福岡日日新聞』明治二〇年一月一二日付記事参照。

林家文書七三六。

須々田黎吉前掲論文(Ⅲ) (『農村研究』第三五号所収)。

須々田黎吉前掲論文(Ⅳ) (『農村研究』第四〇号所収)。

須々田黎吉前掲論文(Ⅰ) (『農村研究』第三一号所収)。

須々田黎吉前掲論文(Ⅶ) (『農村研究』第三九号所収)。

『明治農書全集』第一卷「稲作」解題 三三二頁(須々田黎吉執筆)参照。

『福岡県史』所収「口絵」参照。

(22)(21)(20)(19)(18)(17)(16)(15) 横井時敬「稲作改良法(再版)」(明治二十五年一月)「凡例」第二項より引用。

本書第五章参照。

「林遠里宛柴田存書簡」(林家文書九三四一四、本章第一節所収)より引用。

林家文書八四、林遠里宛樋口新一書簡より引用。

(26)(25)(24)(23) 大西伍一「日本老農伝(改訂増補版)」(昭和六〇年、農文協)二八頁より引用。

(27) かつて拙稿において、名望家的資質と老農的資質とを合わせ持った農事改良運動の担い手として、彼らを老農的地方名望家と規定した(拙稿「明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(一)」『経済学論叢』第三七卷第三・四号、所収、参照)。

(28) ここでの変化を「俸給」に対する態度という面で考えた場合、ある傾向を見ることができるとはならないだろう。内田和義が、当時の一般的俸給のレベルとの比較から、実業教師として活動して行く一つの動機に高額な俸給への執着をあげているが(「実業教師と林遠里」勸農社)、『福岡県地域史研究』第六号、所収参照)、当初より強烈に意識されたものでなく、系譜化が進むなかで、実業教師の要件として、経済的余裕よりも「勸農社社員」であることが優先されるという事態に対応して、この面が、より明確に現われるのではないかと考えるのである。そうすると、俸給の高低が、その派遣の条件となってくることから、俸給の減額による辞職という事態をも惹起するのである(明治二八年五月一〇日「林遠里宛三坂幸助書簡」、林家文書九一四一四一)。

林家文書九。

「福岡県農事調査」による。

(31)(30)(29) 牛耕郡、馬耕郡、人耕郡としての分類は、第3一5表、第3一6表にもとづきおこなったが、それぞれが、他の方法による耕耘がなかったことを意味しないのは当然である。牛馬耕の区別は、一応指標として第五表のA/B、A/Cの値が五・〇以上(一頭当り耕地面積が五町歩以上)の場合は、それぞれ牛耕、馬耕郡とはみなさなかつた。

(32) 大田遼一郎「明治前・中期福岡県農業史」(『日本農業発達史』第一卷、中央公論社、昭和二八年、所収)六二四頁より引用。

(33) 『福岡県史』近代資料編「農務誌・漁業誌」として昭和五七年三月に翻刻刊

行されている。

(34) 飯沼二郎『農業革命の研究―近代農学の成立と破綻―』（農山漁村文化協会、昭和六〇年）五九七頁、六〇〇頁参照。

(35) 勸農社以後における改良農具の普及過程については、磯野式、深見式短床犁にかんしては、『福岡県史』近代史料編「福岡農法」（昭和六二年）、長式短床犁にかんしては、香月節子「犁耕をひろめた人々」（『あるくみるきく』二二〇号特集）に詳しいが、明治二〇年代までのこの問題については、いまだ明らかにされているとはいえない。本節においても、資料的制約から全面的な分析にはなっていないが、今後の詳細な分析のための一指針となれば幸いである。

林家文書一四七九。

(36)(37) 『福岡日日新聞』（明治一九年一月一日付、明治二〇年八月二日付記事）参照。

同前（明治二〇年七月二四日付記事）より引用。

同前（日時二〇年八月二日付記事）参照。

福岡市南区五十川谷茂氏所蔵文書。

『福岡日日新聞』（明治二一年三月二日付記事）による。

『福岡日日新聞』（明治二一年七月三日付記事）による。

(38)(39)(40)(41)(42)(43) 安井好尚については、内藤正中「資本主義確立期における地方自治制度」（『山陰文化研究紀要』第四・五号所収）、および本書第四章参照。

たとえば、神奈川県平塚市博物館から刊行された『明治三十八九年 農具一

覧并図解』（昭和六〇年三月）には、雁爪（蟹爪）などの記載があるが、このことを示す事例であろう。

第四章 島根県における林遠里稲作改良法の導入と地方名望家

明治二〇年（一八八七）六月に、島根県勸業当局は、林遠里を農事巡回教師として招聘し、数カ月にわたり県下を巡回・演説させ、さらに、遠里の巡回・演説を前後して、福岡県から延べ六三名の実業教師を招聘した。この数は、全国一の招聘数であり、同県が、いわば、老農法導入の「先進県」であったことを示すものであった。

招聘された実業教師たちは、県下にくまなく配置され、その地で遠里改良法の指導伝習にあたった。彼らの招聘にあたっては、県および郡などの勸業当局の積極的な対応が大きな役割をはたしたが、それ以上に見落とすことができないのが、地域秩序の形成者であった地方名望家の役割である。

彼らは、地域の名望家として、社会、経済、文化に大きな影響を与えながら、この外来の改良法導入にあたっては、積極的にかかわっていった。彦摩郡の安井好尚は、県下で最初に福岡県から実業教師を招聘し、遠里巡回の節には、彼に同行し、改良農具の使用法をみずから示している。飯石郡の田部長右衛門は、みずからの所有地における小作人に対して強制的とでもいえる形で、その施行を奨励している。また、鹿足郡の堀伴成は、実業教師を私費招聘し、同郡での改良法普及の仕事に従事させながら、最終的には、みずからの小作地経営のなかに取り込み、その管理者としての地位につけた。

このように、島根県では、林遠里稲作改良法導入にあたって、地方名望家（彼らは、県下有数の地主でもあった）の役割が大きな位置を占めていたのが特徴であり、本章での叙述も、おのずから、それを浮き彫りにすることになった。

第一節 林遠里の島根県巡回

遠里は、明治二〇年（一八八七）に「石川・山口・島根・愛知等数県ノ御聘用ニ応シ」各県に農事改良のため巡回をおこなう。島根県には六月七日に松江に入り、八日県庁に出頭し、農事巡回教師の辞令をうけた。

辞令をうけたのち、六月一日からの松江寺町東林寺での演説を皮切りに、八月二〇日に津和野を発足するまでの間、県下を東より西までくまなく横断し、農談会での演説を各地で一、二回おこなった。その順路を示せば第4-1図のようになる。

松江寺町東林寺での遠里の演説会を『山陰新聞』（明治二〇年六月一三日付）は次のように報じている。

稲作改良の説 本題を掲げて彼の老農林遠里氏が、一昨日より寺町東林寺に於て開演されしかば、其筋の県郡吏は申すに及はず、勸業篤志者も続々として傍聴に出席し、余程盛況なりしが、本日より明日に涉けても同題を演ずるとの

第4-1図 明治20年林遠里島根県巡回経路



(注) (仮題)「巡回日誌」(「林家文書」所収)より作成。

ことなれば、近日其傍聴筆記を附録として看客に頒布することゝしませう
このような県下での演説会は、各地で盛況を示すとともに、各郡村の勸業担当者
や地方名望家、有力地主層をして、勸農社派遣の稲作改良教師招聘の気運を呼び起
こさせる結果となった。

仁多郡では、その近況を報じるなかで、「過日の紙上に記載せし三成町に開きし
郡会は、農事教師を福岡県より三名招聘するに決し、本年九月より十三ヶ月間の見
込み」(『山陰新聞』明治二〇年七月二三日付記事より引用)と述べられており、
また邑智郡でも、「其演説は農民の胸裏に透徹して其説を信じ、又大に実業上に感
覚発明せし処あり、地方の有志者は遠里門の農弟を実業教師に傭入れんとすとの噂
あり」(『山陰新聞』明治二〇年八月四日付記事より引用)という状況であった。

遠里の県下での巡回最中のこのような気運は、県全体としては、「其雇ひ入れの
紹介を本県農商課へ出願せしもの已に五十名ばかりに及びし」(『山陰新聞』明治
二〇年九月一日付記事より引用)というものであった。

第二節 実業教師の受け入れとその役割

島根県へ派遣された実業教師は、明治二〇年(一八八七)三九名、同二一年(一
八八八)一七名、同二二年(一八八九)五名、同二三年(一八九〇)二名、延べ六
三名となり、全国一の派遣数となっている。明治二〇年(一八八七)の三九名は一
年の派遣ではどの府県よりも多い。

島根県への派遣人員の分布を第4-2図に示したが、楯縫・秋鹿両郡を除いて、
石見地方に若干の片寄りをもちながら、ほぼ県下全域にわたっている。

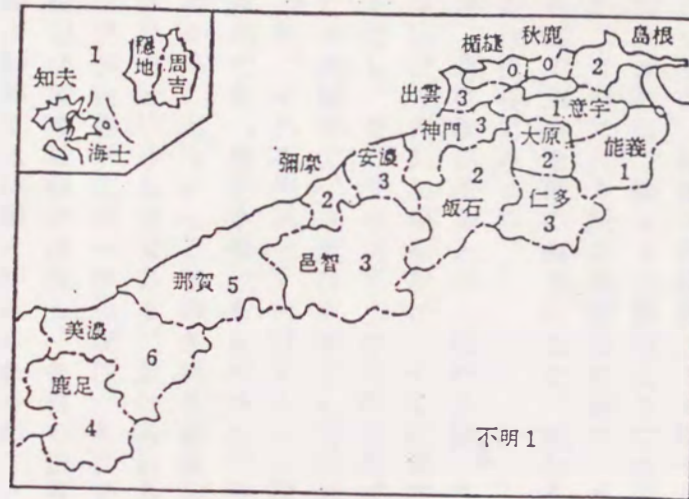
それも能義郡へ派遣された藤原佐一郎(明治二〇年三月)、迺摩郡へ派遣され
た波多江与七(明治二〇年一月)の二名をのぞいては(不明分一名がある。ただ
し、「派遣人名一覽表」の氏名記載順序からして明治二〇年一〇月以降であろう)、
すべて明治二〇年(一八八七)一〇月以降である。それも同月に(不明分一名を加
えて)四二名中三五名であることは、遠里巡回を契機として、その二カ月後に多数
の教師が一度に全県下に派遣されていることを示しているのである。いかにこの遠
里の改良法演説が島根の農会を「覚伴」したかを物語っている。

実業教師の雇い入れは、地元名望家が私費でおこなう場合と、勸業委員の指導の
もとで「準則」や「規約」を決め、組合や郡・村単位で義捐金徴収、協議費として
勸業費の費目などでおこなう場合とがある。

前者の場合、迺摩郡大国村の安井好尚が波多江与七を雇い入れた例⁴⁾や、松江の佐
藤喜八郎が板倉九平を雇い入れた例⁴⁾、さらには、本章第五節でみる鹿足郡邑輝村の
堀伴成が雇い入れた例をみる事ができるが、その他は、後者による雇い入れの形
をとったのである。

まず、私費による実業教師招聘の例として堀伴成の「稲作改良実施手続」⁵⁾をみて
みよう。

第4-2 島根県への派遣教手，派遣地域及び人数



注 「実業教手派遣一覧表」(「林家文書」所収)より作成。

神門・出雲・楯縫 3 郡は明治29年に合併し，簸川郡となる。

秋鹿・島根・意宇 3 郡は明治29年に合併し，八束郡となる。

鹿足郡邑輝村士族堀伴成、自費ヲ以テ筑前ノ老農林遠里ノ門ニ出タル実業教師ヲ備入、同郡西部十二箇村ノ稲作改良ヲ実施スルノ計画ナルヲ以テ、同人ノ請ヒニ応シ、本月十一日高峰村外五村戸長・中川村外五村戸長及勸業委員等、伴成ノ宅ニ集会シ、協議ノ上稲作改良実施手續ヲ定メタリ、其要項ヲ挙クレハ、邑輝村外二村ニ於テ三ヶ所ノ稲作改良模範田ヲ設ケ、該田ハ教師自ラ耕作シ、伝習人ハ各自所有地ニ於テ試作シ、模範田ハ凡反別一反歩、伝習人試作田ハ反別一畝歩以上トスル事、各村ニ於テ二十九名ヲ撰ヒ、稲作改良伝習ヲ委嘱スルコト、伝習人ハ教師ノ指揮ニヨリ、当秋種初ヲ取置キ、及明年試作セントスル地所ニ於テ本年ノ收穫ヲ取調置クコト等ナリ
以上を図式化すれば、第4-13図のようになる。
邑輝村ほか二カ村に三カ所の模範田を設け、それを実業教師の自作とし、伝習生は自らの所有地で実業教師の指導のもと、試作をおこなうというものであった。後者の例を次にみてみよう。

美濃郡では、遠里改良法導入の「施行手続」をさだめた。その内容は、戸長役場単位に三反歩ほどの大試験場を設け、そこに実業教師を招聘し、各村から男三名女二名の生徒をだし、そこで教育をうけたのち各村に帰り、村ごとに一カ所ないしは数カ所設けた小試験場で、今度は教師として村のなかでの改良法普及に勉めるというものであった。それを図式化すれば第4-14図のようになる。

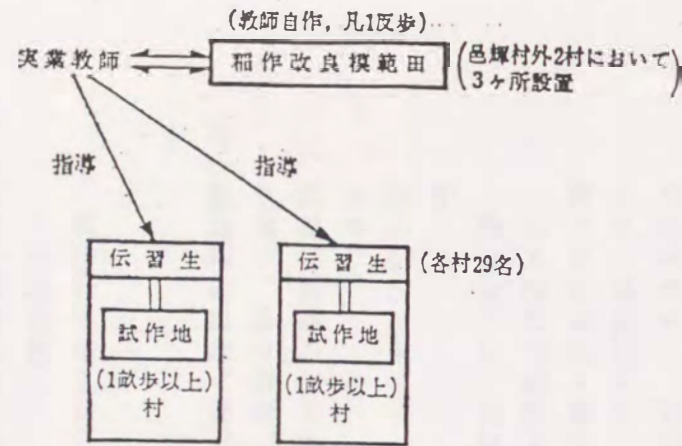
また、那珂郡でも「施行手続」をさだめた。戸長役場単位で五反歩以上の試験田を設け、各村から二名ないし三名の生徒を募集し、同試験田で稲作改良教師より実業の伝習を受けるといふものである。受け入れる側の体制としては、大試験田・模範田をほぼ一戸長役場単位に一カ所設け、そこで各村から募集した伝習生徒を教育するか、模範田は実業教師が自作し、各村の伝習生の所有地を小試験田として、それを実業教師が指導する体制とがみられるが、ともかく実業教師招聘により、試験田を設定し、そのもとで伝習生を指導させ、その伝習生が各村にもどり、改良法普及の基盤をつくるという、いわば点から面への普及を意図したのであった。それを図式化すれば第4-15図のようになる。

それでは、次に実際に稲作改良教師が担当地でのどのような役割をはたしていたのかをみたい。まず、美濃郡益田本郷に赴任した怡土郡高祖村出身の八木儀吉の遠里宛書簡(明治二十一年三月一二日付)をみてみよう。

(前略) 小生担当ハ式里計リヲ隔デ、三役場試作田ハ三ヶ所、壹ヶ所ニ付田式反歩、生徒拾五名、作田ハ麦・粟種子ヲ仕付居候、就ハ、粃種子ハ一鉢不揃ノ処故、稻先キヲスゴキ採リ、唐箕ニ四、五回掛ケ、水撰シテ、一月始メニ浸シ仕舞、殊ニ浸場所ハ砂土流水多クシテ便利ナリ、地方ハ郡役処勸業課山田永衛氏ノ御尽力ニテ、部内七歩ハ寒水浸シヲ仕リ、意外ノ奮発ニ御座候、今改良鋤ヲ得タル人凡ソ三十名余モ有之、先ハ乍憚御休神被下度、以愚文御報知申上候也、不愚

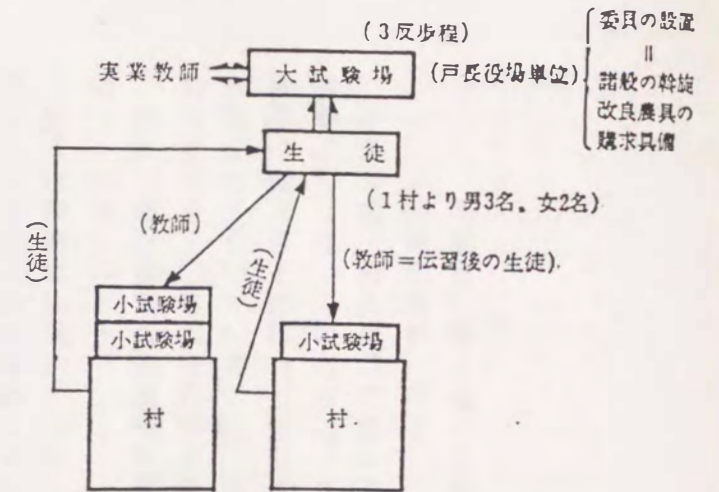
益田本郷

第4-3図 鹿足郡での堀伴成の稲作改良実施手続



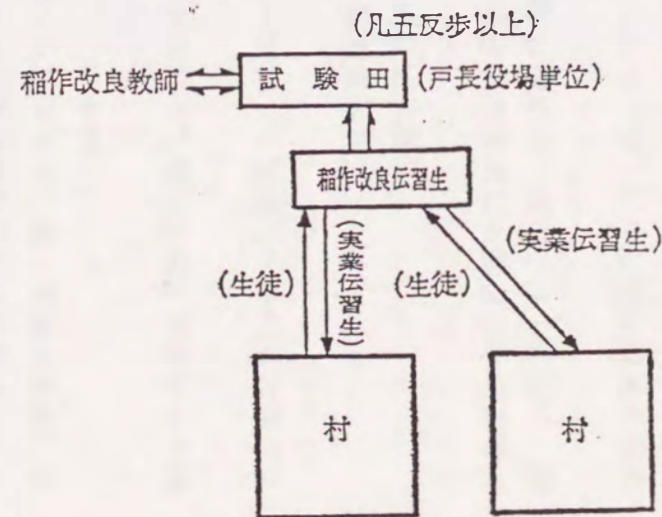
(注) 『島根県公報』(明治20年9月21日付)。

第4-4図 美濃郡稲作改良手続準則



(注) 『島根県公報明』(明治20年8月24日付)。

第4-5図 那賀郡稲作改良施業手続要領



(注) 『島根県公報』(明治20年9月14日付)。

怡土郡高祖村

八木磯吉

再拜

明治廿一年三月十二日

林先生様

ここでは、同人は三役場三カ所の試作田を担当し、一カ所二反歩で生徒一五名の指導をおこなっていること、さらに作田では現在、麦・菜種子を作っていること、撰種は穂先きを素扱き、それを唐箕に四、五回かけ、水撰のちに一月はじめに寒水浸をおこなっていること、また、寒水浸法は担当地で七割ほどがおこなっており、抱持立犁を三〇名あまりが所持していることを伝えているのである。

次に、田中源蔵の遠里宛て書簡を検討することによって、さらにその具体的役割についてみてみよう。

同人は美濃郡に明治二〇年（一八八七）一〇月に赴任し、同二一（一八八八）年三月一六日付の次の書簡によれば、同郡津田村の野上良幹方に止宿しながら指導している。

- 一、小生担当試験地ハ三ヶ所ニシテ、一ヶ所ニ反歩宛
 - 一、生徒数ハ試験地三ヶ所ノ総数七十人、男女共ナリ
 - 一、各試験地沓里乃至二里ヲ距ツルナリ
 - 一、生徒ハ本試験田ノ事業ヲ終リ、帰村ノ上其村ノ小試験田ノ事業ニ従事スルモノナリ
 - 一、小生担当内ハ三戸長役場ニ跨リ、拾五ヶ村ニテ、内二ヶ村ハ可ナリノ水質ナリトモ、他ノ拾三ヶ村ハ極悪水質ナリ
 - 一、担当部内ハ、水田七、八分、乾田二、三分ナリ
 - 一、人氣ハ極頑固ナレハ、始メハ余程困難ニテアレシカ、能々説諭致候処、當時ハ余程疑団ヲ解ケ、各村ノ有志ノ如キモ寒水浸等ヲ為スモノ多シ
 - 一、小生本郡役所勸業主任山田君、其他郡吏、戸長役場及地方ノ有志等ニ懇切ニ親用セラレ、実欣喜ノ至リナリ之レ全ク閣下ノ御陰ト存候、日夜喜悦仕候
 - 一、毎月第四日曜日ニハ教師一統集会シ、事務ノ打合ヲ為シ、各不相替勉勵スルナリ
 - 一、那賀郡教師石川県人高村君等、時ニ事務上ノ氣脈ヲ通シ、又集会ノ上打合ヲ為シ、甚夕親密ニ交際セリ
- 右ハ御通報迄如此、尚近々後便ヲ以テ申上候、草々頓首

鳴根県美濃郡稲作改良教師

田中 源蔵

明治廿一年三月十七日

林遠里殿

まず彼の担当試験地は三カ所で、一カ所が二反歩の広さであり、それぞれが一里

ないし二里の距離で点在していることをのべ、次に、そこでの生徒数が男女とも合せて七〇名であること、その生徒は試験田での伝習ののち、帰村のうえ、その村で小試験田の耕作に従事すること、担当地の水質報告、水田・乾田比率、寒水浸普及の状況、担当地諸氏との交流、教師集会開催について、石川県からの派遣教師との交流についてなどが、景況として報告されている。

以上のような稲作改良教師の役割を、他の資料も加味しながら以下モデル的に列挙しておく。

1 模範田・試験田の担当

模範田・試験田は「可成通行道端ニ於テ、衆目ニ触レ易キ場所」を選んで設置される。ここでは採種から收穫までの全行程を、「寒水浸」「土囲い法」をその中心にすえて、林遠里稲作改良法の手順にのっとり実行される。当然その中で「旧慣」法との比較によって、それに勝ることの実証が必要とされる。また、稲作に限らず、八木磯吉の書簡にもみられるように麦・菜種の栽培法も伝習される。

2 伝習生徒の指導

実際に改良法普及を担ってゆく生徒の指導をおこなう。彼らは村のなかで小試験田を担当するだけでなく、そのうち優秀と認められた者は、他県・他郡へ派遣される。さらに彼らに対しては、試験が課せられる場合がある。

3 各地でおこなわれる農談会への出席および演説、さらには改良農具の展示、その場での実地披露

明治二〇、二十一年（一八八七、八八）には、県下各地で農談会が開催され、とくにそこでは、林遠里稲作改良法の普及が大きな眼目であった。稲作改良教師は「撰種ノ効及其方法ヨリ来春播種迄ノ施業法」、「採種法ヲ初メ寒水浸・土囲ノ仕方・苗代拵・施肥法・播種・挿秧・灌漑等ノ改良法」などについて演説をおこなう。それだけでなく、「筑前流ノ米俵二個」を会場に陳列し、さらには、「福岡県下ニ於テ従来使用セシ俵仕立器械ヲ以テ米俵ヲ作り之ヲ示」すこともおこなうのである。実地披露は、それにとどまらず、「稲刈・稲束ネ・扱キ方・乾シ方」「筑前流牛耕」「寒水浸」などが農談会出席者の前でおこなわれるのである。

4 担当地域における巡回指導及び農況把握

ここではとくに改良法普及の状況がどれほどのものか、前掲の田中源蔵の書簡にみられるように、把握をおこなうことが必要とされる。「旧慣」法との作柄の相違も当然意識されるであろうが、それにとどまらず、虫害・風水害・鳥獣害などの状況も丹念に把握されるのである。さらには、改良法を受け入れる側の官吏・名望家の反応にも関心をよせる。また稲作だけにかかわらず、地場の他産業（養蚕・織物業等）の状況も把握され、農家経営全体にも関心を示すのである。

5 県下における派遣教師間での会合による経験の交流。

田中源蔵の書簡中にも教師集會のことに触れられているが、島根県全域の稲作改良教師を対象とした農談会が、迹摩郡大國村の安井好尚の発起により、明治二十一年（一八八八）一月一三日から一五日にかけて、一七名の県下派遣教師が集まり、県

・郡・村の官吏、勸業委員、さらに一般傍聴人延べ一二〇名ほどの参加で、神門郡杵築の出雲大社教会所において開催されている。

迹摩郡に派遣されていた波多江与七を会長に選出し、①稲種採取法、②雨二濡レシ種ノ事、③種子貯蔵法ノ事、④寒中ヨリ種子ヲ浸ス事、⑤種ヲ浸ス場所ノ事、⑥苗代地及ヒ地勢ノ事、⑦一坪ニ付植付クル種量ノ事、⑧苗代水掛引ノ事、⑨一反歩ノ種初量ノ事、⑩種子ヲ土中ニ囲事、⑪種子ノ発芽ヲ待ツヘキ事、⑫種子ヲ畑地ニ蒔付クル事、⑬沓坪ニ付植付クル株数ノ事、⑭蟹爪打ノ事、⑮雑草除去ノ事、⑯螟虫駆除ノ事、⑰小糠虫駆除ノ事、⑱熟稻刈取乾燥ノ事、⑲初扱落ノ事、⑳初摺方ノ事、(建議問題)肥料ノ事、粘土牛馬耕ノ事、といった論題のもとで、論議がおこなわれた。

彼らの伝習しようとする改良法は、杵組として遠里改良法の技術システムであったが、福岡県と気候、地質の異なる派遣地では、個別的な技術問題が少なからず生起した。それゆえ、この農談会での議論は、実業教師たちに遠里改良法の正確な理解を要求したが、それにとどまらず、各々の経験に照らしながら、「各意見ノアル所ヲ陳へ、或ハ実験上ノ新説、或ハ未発ノ問題ヲ論究スル」(波多江発言)ことにより、この時点で既刊の『勸農新書』や『日本米麦改良法』(明治二〇年三月)には記述がない問題にも当然およんだのである。論議された論題の順に彼らの工夫を追っていこう。

① 稲種採取法

○ 稲種を櫛で抜き落とす場合、穂先を揃えること。

○ 一本植えによる良種子の採取。

○ 子稲採種法(初めに親稲に目印をつけておき、のちに除去して、分蘖した子稲から採種する)。

③ 種子貯蔵法ノ事

○ 浸種用の俵に使用する藁が新しい場合、水に浸し「あく」を抜く。

○ 同じく藁を軽く打って俵作りをする。

④ 寒中ヨリ種子ヲ浸ス事

○ 川底砂埋め法(盗難、流失を避けるため、流川の底に砂がある場合、初俵をここに埋める)。

○ 濁水濾過法(濁水にし浸種できない場合、木によって構造物を作り、濁水を濾過し浸種する)。

⑤ 種ヲ浸ス場所ノ事

○ 暖国の福岡では、浸種場所は半日〓日陽、半日〓日陰にしないと発芽が早まりすぎるが、寒国である当県では、一日〓日陽でよい。

⑥ 苗代地及ヒ地勢ノ事

○ 短冊苗代法(六尺五寸を一間とし、その七分所に溝を掘り、螟虫、雑草除去用として利用する)。

○ 刈敷きとして小笹を利用する。

⑫ 種子ヲ畑地ニ蒔付クル事

○ 焼土法（雑草多き地においては、塵芥を畦にて焼き、深さ一寸ほど土をかきまぜ、その上に播種する）。

○ もぐら防除法（なまこ汁を腐らせそれをもぐら穴にそそぎ込む、火薬をその穴に入れ火をつけて燻す）。

⑬ 熟稲刈取乾燥ノ事

○ 稲掛乾燥法（出雲、石見地方のように雨の多い地方では、田面乾燥はおこなえないため、稲掛を作り、その内側に稲穂を向け、短期間干し、速やかに収納する）。

（建議問題）粘土地牛馬耕ノ事

○ 実業教師津田清次郎の島根郡での失敗に鑑み、粘土地牛馬耕の場合は、とくに暗渠排水などにより充分な土地の乾燥が緊要である（津田の失敗とは、充分な乾燥のないまま馬を使用したため、馬の爪のみが沈み、馬が狼狽し操縦がうまくゆかなかったこと）。

○ 石川県では、粘土地での耕鋤には、中鋤に「ヘラ」を付ける場合があり、その具合を調節しながら島根県でも使用すればよい。

主だったものは以上であるが、そのほか、彼らは、同県が「たたら」製鉄業（とくに出雲地方）、製紙業の本場であること、また温泉の多い地方であるということから、「鉄気水」、「楮水」、「温泉水」などの汚染水に悩み、それへの対処法を、かなりの時間を取って模索している。遠里は、『勸農新書』（再版）第一章「鉄気炭気塩気ノ事」の中で、それらを含む水に浸すことは種子を痛めるとして警告しており、その事態に具体的に直面した実業教師たちの狼狽ぶりを彷彿とさせる。本農談会では、寒水浸法にかえて、効果としては同じだが、失敗の危険が大きい土囲い法（大原郡派遣重富栄助意見）を施行するという結論にゆきついたに過ぎなかった。

以上のように、実業教師たちは、遠里改良法の枠組みのなかで、その技術の一層の普及を意図しながらも、技術上の具体的な問題に直面したときに、自らの力で独自の工夫を凝らしながらそれに対処していったのである。

以上、五項目にわたって稲作改良教師の役割についてみてきたが、ここにみられる彼らの改良法普及の熱意にもかかわらず、当然種々の障害にぶつからざるを得なかった。

島根県においては、「寒水浸法」「土囲い法」（この時期の遠里稲作改良法に比べて中核ともいうべき）によって起きた種籾の腐敗を契機として、県下改良法普及に一時期「かげり」をみせることになる。『山陰新聞』（明治二十一年五月三一日付）は「安濃郡大田通信」として次のように伝えている。

林老農の改良稲作法は地方々々に依て其結果に成否善悪のある中に、当地に於ける景況は、昨秋の収穫上少しく収額の多き地所もありたるより、稍々一般農民に稲作改良の意思を發せしめたる折柄、昨冬寒水漬にせし籾種を各苗代へ播種せし処ろ、殊の外なる不結果にて、其点々發苗したるは、誠に曉星の如しと

謂わんか、疎々数ふべき程にして、其実業教師自らが従事したる苗田も亦た斯くの如き次第なれば、改良不賛成の農民共は得たり賢こしと之を罵り、今日は全く改良稲作の価値もなく、大に民心を背けたるが如し、且つ迺摩・安濃両郡稲作改良の先導者を以って自任する大國村安井好尚氏の苗代も、前同様の趣きなり、固より創業の際、是を以って執拗非難すべきにはあらざれども、福岡地方と当地方とは元來時候と地質等に著るし懸隔のある趣きなれば、彼の実業改良の熱心者流は、此際些と一考を煩はしたき者なり

このことは、とくに安濃・迺摩両郡が安井好尚を先頭として、改良法普及に県下でも積極的な地域だっただけに、「忽ち県下一般の稲作改良上に大關係を及ぼしたる趣き」のゆえに、県属・両郡々書記および勸業委員などの出張のもとで、実地検査が試みられた。

さらに、この種籾の腐敗は出雲・楯縫・神門三郡でもみられた。

種籾は寒水浸及土圃を併せて百四十五石余の由なるが、其取扱方の不慣なると採種期を誤りし等の事実より、間々腐敗等せしけ所有之趣を聞くや、兼て何事によらず兎角初は其法を信せざる愚民等は、得たり賢して其説を非難する者ある折柄、何者の悪戯にや当地に設けある試験田に、泥土石塊等を投入れて嫩苗を毀損し、或は田面に建ある標柱の文字を塗抹する者もある趣なり、尤も一般の苗代は其生育甚宜し

同三郡（明治二九年に合併して簸川郡となる）は、以後、島根県下でも能義郡と並び高い稲作生産力をうみだが、その基礎となる高畦^{（うまこやし）}首^{（うまこやし）}、舊農法^{（うまこやし）}は、林遠里稲作改良法とはまったく異なる技術体系を持つものである。それゆえに、改良法による種籾腐敗を契機として、それに対する反発は、試験田への種々の実力行使を伴なつた嫌がらせもみられ、一層激しさを増すのである。さらに、「下民共の遠慮なき頻りに該改良法の信するに足らざるを口穢なく持て囁すに至り、只管該法に従ひしを恨むもの、如くなれば、改良主張家は勿論農事教師八尋氏も大いに心配し、斯くて遂に人氣を復すること無ければ、爾來改良農事の事も如何に為るか知るべからずとて、種々悩まし居る」という状況にまで到るのである。

県の勸業行政機構を動員して、改良法受け入れ普及に積極的であった県勸業当局は、さすがにこの状況をみて、県知事筆手田安定が島司郡長に対して「其腐敗ハ、凡ソ十中ノ二、三ニシテ、多クハ不注意・不熟練ニ原因スルオヤ、又況ンヤ、十中ノ七、八生立佳良強健ナルオヤ、爾後益注意ヲ加ヘ改良ノ銳氣ヲ挫折セス、愈精覈ノ試験ヲ遂ケシメンコトヲ望ム」と訓示をおこなっているように、その鎮静化と説得に奔走するのである。

そういう状況のなかでも迺摩郡²⁹、邑智郡³⁰、能義郡³¹などでは発芽が良好であったこと、さらに、出雲・楯縫・神門三郡でも、「一時愚民をして落胆せしめたる土圃法稲種の発芽せし者を、他の田へ移植したるに今や大に勢を得、緑色墨の如く、子苗は母苗より高く、他の旧慣苗と比するに殆んど三倍強の大株となりたるにより、ポツポツ幾多の人民をして林法の善良なることを悟らしめたり」という様相を呈した

こと、また最終的には同年の改良法による稲作が、実業教師担当の試験田では平均
反当八斗六合、有志者の試験田は五斗七升二合の増収穫を示したことにより、表だ
った反発は影を潜めるに到るのである。

第三節 林遠里改良法の受け皿

明治一〇年代前半の県勸農政策の展開は、政府の「西洋農法」直輸入と軌を一に
してみられた。明治九年（一八七六）県勸業課の設置、同一〇年（一八七七）の県
植物試験場の開設、同一一年（一八七八）の農事試験係の設置（県下一四名）のな
かで、指導奨励として、西洋農具の試験、西洋種苗の払下・栽培試験などが主な事
業としておこなわれていた。

仁多郡の農事試験係であった絲原権造の私設植物試験場においても、全国各地と
の種子交換による特産物および稲種などの試験的栽培とともに、県からの依頼によ
る洋種蔬菜類栽培が一つの柱であったことからそれは頷けるのである。

しかし政府による西洋農法直輸入政策の行きつまりと、県下でそれ自体が農民自
身に必らずしも歓迎されなかったことなどから、明治一〇年代後半にはその見
直しとともに、圧倒的な主穀生産県である島根県では、その改良の目は稲作へと向
けられることになる。

この時期の県の勸業政策遂行のための行政的機構として、明治一五年（一八八二）
に県下五一名に増員設置された農事試験係、同一七年（一八八四）にそれまでの農
商工諮問会を改組して設置され、実質的役割を担わせることになった勸業諮問会、
同年に郡・町・村に設置された勸業委員会などが、縦断的に形成される。さらに郡
・町・村では、地元名望家の稲作改良を中心とした農談会の結成の気運が高まる。

明治一五年（一八八二）六月には、迦摩郡大國村の安井好尚を中心として迦摩・
安濃郡勸業会が設立され、それに続いて、同年七月に、仁多郡大谷村の絲原権造を
中心とした仁多郡農談会、同一六年（一八八三）三月には、飯石郡吉田村の田部長
右衛門を中心とした吉田農談会、さらには、出雲部各地で同一八年（一八八五）頃
にいくつかの農談会が設立されるのである。

こうした動きのなかで、明治一八年（一八八五）の農商務省による巡回教師の制
度が設置されるや、島根県でも同一九年（一八八六）に甲種巡回教師として船津伝
次平を招聘し、養蚕業について乙種巡回教師を同一〇年（一八八七）と同一二年
（一八八八）に招聘している。

しかし、彼ら以上に県の勸業当局が積極的に招聘しようとしたのは、前述のよう
に林遠里であり、福岡県の実業教師であった。

この積極性をみる場合、時の県知事であった籠手田安定の役割をみおとすことは
できない。

彼は、金子堅太郎・前田正名・品川弥二郎・井上馨・後藤象二郎・松方正義・陸
奥宗光・榎本武揚などの明治政府高官や各県知事とともに、勸農社の名誉社員に名

を連ねている。³⁷

島根県令として明治一八年（一八八五）九月に赴任し、県下全域を巡回したのち、同一九年（一八八六）四月に、県下勸業政策のより一層の推進を意図して、「殖産ノ大意」を告諭し、その中で「（前略）固有ノ物産タル米麦（例バ撰種、耕耘、培養、乾燥、製造、俵装等）、牛馬（例バ種畜ヲ扱ビ交接法ヲ定ムルノ類）ヲ改良シ、新産業タル養蚕（例バ桑樹ノ増殖、育種法ノ伝習等）、製糸（例バ座繰法ヲ教授シ販路ヲ紹介スルノ類）ヲ勸奨スル等ハ、事全県ニ通ジテ重且要ナルモノ」と述べているのである。

このように県知事の勸奨をうけて前述の勸業行政機構が機能するのであるが、それを具体的にうけとめ、郡・町・村での改良法の具体的受け皿としての役割を担うのは、農談会を組織・運営していった名望家であった。

ここでは、まず迦摩郡大國村の安井好尚にふれておきたい。

同人の島根県下（とくに迦摩・安濃両郡）での農事改良にはたした役割については、内藤正中が詳細に述べており、繰り返すことはここではしないが、安井が同地域きっての大地主（明治一年所有地価一四、四〇八円、同一三年一五、〇二七、同一三年一五、二八一円、同四〇年四〇〇円）であり、かつ稲作改良・養蚕振興・畜産改良に尽力し、学校教育にも意をそそいだ篤農家・名望家であったことを指摘している。⁴¹

彼と林遠里とのかかわりは、管見の史料に限っても、島根県下名望家中にあって、とくに積極的な面を示している。

まず彼は、県下で先がけて、遠里巡回前の明治二〇年（一八八七）三月に、実業教師波多江与七を招聘し、彼の居宅を寄宿先とさせ、地域での遠里稲作改良法の普及に当らせている。さらに、林遠里巡回の最中、遠里に随行し、「筑前鞍、改良ノ鋤鎌ヲ携帯シ、右演説場近傍ノ畑ニ於テ其使用法ヲ衆人ニ示⁴²」すようなこともおこなった。また稲作改良試験田が県下で一斉に設置されたとき、迦摩郡で八カ所計二反四畝⁴³の田をうけ持っている。

改良法の島根県での普及にとつて、彼が重要な役割をはたしたのが、筑前農具の県下での販売を担当していることである。本書第三章第四節「改良農具の供給基盤」でふれているように、遠里改良法に使用する農具の販売広告を、簡単な使用法と価格を併記して、『山陰新聞』紙上に掲載したのである。

また、彼の積極性は、県下派遣教師の農談会が前述のように彼の発起により開催されていることにも現われているのである。⁴⁴

飯石郡吉田町の田部長右衛門は、自家所有地の小作人に対して「稲作改良趣意書」を配布し、遠里改良法を積極的に取り入れることを奨励した。⁴⁵

- 一、種子精撰方法及ビ刈採ノ期ヲ誤ラサル事。一、寒中ヨリ種子ヲ水浸シ及ビ播種迄ノ手入レヲ怠ラサル事。一、苗代地ノ肥料及ヒ装置ヲ嚴重ニスル事。一、播種ノ期節ヲ誤ラス及ヒ種子ノ量ヲ定ムル事。一、播種後ノ水加減ヲ注意スル事。一、植田ノ肥料及耕鋤ヲ丁寧ニスルコト、但、肥料ハ当分仕来ノモノヲ可

成改良シテ酒糟等買入方ハ適宜タルヘシ 一、挿秧ハ、粗密混淆ナラシメス、兼テ本数及ヒ株数ヲ申合置ク事 一、蟹爪打子及ヒ除草ヲ厳ニスル事、但、旧来ニ番草ヲ限リトセシヲカメテ四番草ヲ除去スル事 一、水ヲ落シテ田面ヲ乾カス事、但、深田ニシテ行ナワレカタキハ限外トス。一、稲刈取ノ期節ヲ後レサル様注意シ及ヒ乾燥方改ムル事 一、初拔落シ及ヒ初摺リノ事ハ、暫ク旧慣ノ俣ヲ用ユルモ妨ゲナシト雖トモ、可成煩イヲ省キ精米ノ品位ヲ落サル事ニ注意スル事 一、馬耕及農具ハ、漸次改良スルモノトス 一、前条ノ外実業教師ヨリ授ル処ノ方法ハ、カメテ実施スル事 一、改良法ニ則リ耕耘セシ稲ハ、年々一回ツ、持寄り優劣ヲ品評スル事、但、費用ハ地主田部長右衛門一箇ニ負擔シ、其方法ハ追テ同人ヨリ小作者へ広告スルモノトス 一、品評上成績ノ善良ナルモノニハ、地主ヨリ相当賞与スル者トス 一、此ノ法ヲ違背シ、改良ヲナサル小作人ハ、地主ニ於テ相当之ヲ責メ、又掛ケ地ヲ引キ揚ゲクル事アルヘシ

若干「旧慣」法存続の余地を残しながら、種子精選から脱穀調整に至るまで、逐一改良の要点を指示している。改良法を実施しない小作人に対して、小作地の取り上げをもちろつかせてその実施を迫っているのである。

彼ら地方名望家ニ大地主たちがその導入に当たって積極的役割を果すのにはそれなりの理由があった。それは、「地域の名望家支配」という問題とも密接に関連しているが、地域社会の秩序形成にあたって、その中心的存在として寄与するという立場から（みずからの存亡を堵す場合も往々にしてある）、農業生産力の発展を担う層が中小の地主手作層から出ない以上、彼らが、改良法の導入ニ普及者としての役割を果たさざるを得ないという理由からである。

第四節 鹿足郡名望家堀家と実業教師高田万太郎

以上の安井好尚や田部長右衛門と同じく、林遠里稲作改良法の導入に積極的にかかわった地方名望家に、鹿足郡の堀伴成・礼造親子がいた。

堀家は与三右衛門を初代として、元津和野城主吉見氏にしたがい、銅山師として業をなしていたが、関ヶ原役後の吉見氏の滅亡により、鹿足郡畑ヶ迫村に定住し、笹ヶ谷ほか数カ所の銀銅山稼ぎ方をおこなうことになったと伝えられている。その後、鉾山の水没などにより、幾たびか休業を余儀なくされたが、代々銅山師としての家業を継続していった。

堀家の経営に関しては、幕末期の一三代藤十郎伴良のときには、九一石四斗余りの所持高を示し、奉公人一二人を抱え、天保七年（一八三六）の「議定」によれば、金穀貸付（大名貸を含む）、酒造業、自小作地経営を営み、勘定場を中心としたある程度の経営の分割がみられている。

みずから銅山稼ぎをおこなないながら、銅山年寄、また弘化三年（一八四六）には、銅山取締惣年寄として、笹ヶ谷そのほかの天領鉾山の管理をおこなっていた。さら

に地域の「親方」として、たとえば、天保七年（一八三六）の洪水による飢饉の節には、他国から多量の米を買い付け、当時相場の七割ほどで安売りをおこない、天領四カ村（畑ヶ迫・十王堂・中小屋・石ヶ谷）の窮民に対して二三石余りの施し米をおこなっている。こういった地域村々にたいする救恤は、前述の「議定」にも明記され、地域社会における堀家の位置を彷彿とさせる。

この一三代伴良が、本節であつかう伴成の父、礼造の祖父にあたるのである。堀藤十郎伴成は天保三年（一八三二）六月に生まれ、嘉永三年（一八五〇）に伴良の嫡子として防州山口の安部家より入家し、明治五年（一八七二）に家督を相続している。明治八年（一八七五）には、はやくも長男礼造に家督を譲り隠居するが、少なくとも明治二〇年代までは「大主人」として経営にかかわっていたことは、同家の勘定場「日記」をみる限り窺うことができる。

伴成・礼造の時期には、銅山業・金穀貸付業・自小作地経営・酒造業を営み、それを勘定場が統括するという形で経営の合理的分割が確定していった。堀家のそれ以降の経済的發展を示す指標として、島根県下直接税納入者の上位五位までの名を第4-1表に示したが、これからわかるように、昭和期まで県下有数の経済力を誇っていたことが読み取れるであろう。

地方名望家が、地域社会において経済的、社会的、政治的、文化的に大きな影響を發揮し続けることは、だれしもが指摘するところであるが、その影響力發揮の端的なあらわれは、多種多様な寄付・献金行為にあるが、堀家も地域の教育、公共、公会、慈恵、社寺など地域社会を構成するあらゆる部面へのそれがみられる。

こういった圧倒的な経済力を背景として、地域社会における名望家としての地位を確立していた堀家は、県下での稲作改良のための林遠里稲作改良法導入の気運のなか、私費でもって福岡県の実業教師を招聘したのである。ちなみに、明治二五年（一八九二）に礼造は藍綬褒章を授章しているが、そのなかで、「祖先ノ善徳を稟ケ累世ノ田産ヲ持モチ、夙ニ意ヲ殖産公益ニ励マシ、村民ヲ奨励シテ校舎ヲ建設シ、道路ヲ修築シテ運輸交通ヲ便ナラシメ、貧民ヲ救済シテ米穀ヲ施与シ、良師ヲ聘シテ耕作ヲ改良シ、桑苗ヲ分配シテ蚕業ヲ奨励シ、病院ヲ設立シテ患者ニ治療スル如キ公衆ノ利益ヲ興ス一ニシテ足ラス」と記されているように、授章理由の一つに実業教師の招聘があげられている点は、このことが堀家勸業実績のなかでどの程度のものとして認識されていたかを考えるうえで重要であろう。

さて、鹿足郡へは、高田万太郎・樋口伊之吉・鳥越孫三郎・富永平太郎の四名が実業教師として招聘されているが、そのうち高田だけが堀家の私費によるものであった。

この招聘にさきがけて堀家は、前述のように「稲作改良実施要項」を決定し、改良の手続きを定めている。それにのっとり、実業教師の招聘要請がおこなわれるが、それは、戸長役場―郡役所―県庁をとおしておこなわれ、当初、だれが派遣されるかは不明であった。この招聘に先立ち、県庁より招聘教師の旅費・農具代などの請求が堀家に対しておこなわれ、合計九円一錢七厘を明治二〇年（一八八七）八月三

第4表 島根県下多額納税者名簿

1890年 (M23)	1898年 (M31)	1904年 (M37)
田部長右衛門(飯石郡) 3,136	田部長右衛門 3,224	堀 藤十郎 13,348
山本芳太郎(神門郡) 2,718	堀 礼造 2,473	田部長右衛門 10,380
堀 礼造(鹿足郡) 1,788	佐々木 懋(那賀郡) 1,953	高橋隆一(簸川郡) 6,664
岡崎運兵衛(松江市) 1,653	山本秀太郎(簸川郡) 1,879	原本大三郎(能義郡) 5,433
佐藤喜八郎(") 1,614	佐藤喜八郎 1,706	佐々木 懋 5,400
1918年 (T7)	1930年 (S5)	
堀 藤十郎 47,687	田部長右衛門 16,791	
田部長右衛門 10,766	堀 藤十郎 15,995	
高橋隆一 9,456	佐々木 懋 14,759	
佐々木 懋 7,372	岡崎国臣(松江市) 12,296	
山本厚太郎(簸川郡) 7,194	高橋隆一 9,267	

(注) 所収はそれぞれ以下の通りである。M23—「日本全国貴族院多額納税者議員互撰名簿」、M31—「日本全国商工人名録」、M37—「全国多額納税者名簿」、T7—「貴族院多額納税者議員互撰人名簿」、S5—「全国多額納税者一覧」。以上『明治期日本全国資産家地主資料集成』『大正昭和日本全国資産家地主資料集成』(柏書房、昭和59年、60年)に収録されている。

堀礼造は明治37年に藤十郎と改名する。単位：円。

一日付で、戸長役場をとおして上納している。⁹⁾
同年九月二六日に、郡役所より戸長役場をとおして招聘教師の人名・給額・履歴が通知されてきた。

稲作改良ノ為本郡へ雇入レノ農事実業教師、本月廿日迄ニ撰定、不日出向セシムベク、右ハ孰レモ専心実業従事ノ者ニ候得者、執筆等不束ナルニ付、着之上ハ可然取計呉レ候様、本日林遠里ヨリ申越ヒ候、然シテ、御部内邑輝村堀伴成雇入レノ人名・給額・履歴、左記之通りニ候間、同人へ御通知、万事差支へ無之様御取計相成度、此段及御照会候也

明治二十年九月廿六日

鹿足郡役所第一課

高峰村外五村

戸長役場御中

筑前国早良郡脇山村平民

月俸額 金拾三円

高田 万太郎

二十八年

履歴

一、父耕作義、明治八年来、林遠里先生稲作改良ノ教授ヲ受ケ、父ニ随ヒ漸次其方法ヲ行ヒ、同十八年至リ寒中土圃其他畑苗代及挿秧・除草・排水等ニ至ル迄、悉皆師命ヲ遵守シ、三割以上ノ増穫を収ム

一、明治十九年父耕作石川県実業教師トシテ招聘ニ応シ出張候ニ付、父ニ随行セシニ、同県能美郡波佐谷村郡立試験田担当被命、実地ニ就キ施行致シタルニ、普通作ニ比スレハ一割以上五割余ノ増穫ヲ得タリ、依テ左ノ賞言ヲ拝受ス

写

福岡県筑前国早良郡脇山村、耕作三男

高田 万太郎

当春、県下能美郡ノ招聘ニ応シ、本県米作改良林遠里ノ新法ヲ実地ニ伝へ、播種以来秋熟ニ至ル迄格別勉勵、其收穫普通ニ比シ、一割以上五割余ノ増穫ヲ得タリ、県下農民ヲシテ改良ニ熱中セシムル其勞不少、是全ク教授ノ宜キヲ得ルニ依ル、今ヤ帰国ニ際シ一言以テ謝ス

明治十九年十月日

石川県

一、明治十九年九月三十日解傭ニ際シ、九谷陶器花瓶一对・小松絹壺疋、能美郡長杉村寛正殿ヨリ拝受ス

一、明治二十年寒中土圃・畑苗代及移植・除草・排水等ニ至ル迄、悉皆師命ヲ遵守シ、其結果普通作ニ比スレハ、凡三割余リ増穫ト見認ム

二八歳の青年、高田万太郎である。この履歴によれば、父耕作にしたがい林遠里稲作改良法の伝習を受け、その技術を体得し、耕作が明治一九年（一八八六）に石

川県に派遣されたおり同行し、同県能美郡波佐谷村の試験田を担当している。

彼は、耕作の三男として福岡県早良郡脇山村に生まれた。父耕作は前記履歴にみられるように、はやくから林遠里の陶冶を受け、遠里に深く傾倒していった。そのことは、彼自身のみならず、子息の惣五郎、千太郎（のち同郡内野村津上家に養子入家する）、万太郎、甚太郎（のち中島姓を名乗る。その経緯は不明）を、遠里改良法を伝習する実業教師として、それぞれ広島・島根・埼玉、島根・高知・愛媛、石川・島根、京都・岐阜・福島の各府県へ派遣させていることからわかる。また、耕作の妻の実家柴田家も、善七が石川・福島両県へ派遣され、耕作家の分家にあたる高田弥右衛門家でも、同人が島根・広島・宮城の諸県に派遣されている。

昭和八年（一九三三）に開催された「林翁追憶座談会」での高田稔（耕作の孫にあたる）の言によれば、脇山・内野・東入部各村の勸農社員がここで演説の稽古をおこない、岐阜県や石川県から改良法習得のため入門していた農民の訓練にも使用されたことである。このように、林遠里と高田家とは密接な関係にあったことがわかるであろう。

高田万太郎の履歴が堀家にとどいてからのち一週間ほどした明治二〇年（一八八七）一〇月二日付の堀家勘定場「日記」は、「筑前福岡農業先生高田万太郎、本日來着致候」と、万太郎の來着を記しているのである。

高田の活動は來着した翌日から早速はじまった。「当村稲作改良ノ為、刈置候稲、当方庭ニテ右高田差図ヲ以、石川伝治外婦人三人ニ而種籾撰コキ取候事、部栄村山本長太郎参り、種籾こき取手伝ひ、取方伝授ヲ受候事」（堀家勘定場「日記」明治二〇年一〇月三日付記事より引用。以下、同「日記」より引用する場合は、年月日だけを記した）。高田が堀家園庭で、この秋收穫した稲束から種籾を採種する方法を伝授しているのである。

翌日には、「農業先生高田万太郎、市尾へ稲種検査として参り候事」（明治二〇年一〇月四日付）にみられるように、採種された種籾の検査のために出張している。

一〇月一八日には、「改良試験田、先生馬ヲ以荒起し候事」（明治二〇年一〇月一八日付）担当試験田での馬耕による荒起しをおこなっている。

一〇月三十一日には、「改良作麦、本日中路下タノ田へ、高田先生差図ヲ以蒔付候事」（明治二〇年一〇月三十一日付）裏作としての麦作の伝習である。

これ以降、明治二一年（一八八八）五月頃までの試験田での農作業は、種籾の寒水浸法や土圃い法がおこなわれ、苗代作り、播種、麦の收穫などがおこなわれたであろうが、「日記」には記載がない。

明治二一年（一八八八）六月二〇日に、試験田での田植えがおこなわれた。その様子を、「日記」は、次のように記している。（明治二一年六月二〇日付）

一、試験田植付に付、当村、西谷、小毛迄不残及沙汰、牛遣・早乙女多人數相集り、賑々敷早朝より昼迄二植済シ候事、右二付、若主人始奥方見物として出張、近辺より皆々見物ニ相越候事

試験田での田植えのにぎわいと、改良法への関心の高さが伝わってくる。馬鋤を

つかい牛遣いが縦横に代かきをおこない、そのうち、早乙女が一行に並んで、まっすぐに苗を挿してゆく。一株の苗の本数の少なさと、植え付けの株と株との間隔の広さをみた見物人たちは、一様に驚かされたことであろう。

明治二十一年（一八八八）一月二三日付の「日記」に、「高田万太郎、過ル九日立出雲大社江参り、昨日帰り候由」と記されている。これは、前述の県下派遣の実業教師農談会の出席のためである。

明治二十一年（一八八八）三月八日には、部業の西光寺において農談会が開催された。「一、本日西光寺におゐて農談会開設二付、近村有志面々集会之事 一、大主人、右農談会へ出張相成候事 一、勸農教師高田万太郎、同上出張相成候事」（明治二十一年三月八日付）この農談会の内容は不明であるが、伴成と高田が出席している。また、同年九月にも農談会が開催されている。「一、本日農談会二付、村田義実出張、当郡内試作人民集会、高田万太郎出席ニテ会谈相成候事、役場より代理相田啓太郎出張相成候事」（明治二十一年九月九日付）

九月の農談会の場合、鹿足郡内の改良法試作人の集会であることが明記されており、高田の出席のもと（おそらく、同郡招聘の他の実業教師も出席していたことが予想される）、試作人同士の会談がおこなわれたのであろう。この年は、前述のように、遠里改良法にもとづく試作田で、種籾の腐敗をきっかけとして非難が噴出していただけに、同改良法の具体的な技術問題をめぐって細部にわたり議論されたことは、想像に難くない。

当初、私費招聘とはいえ、「公的」に高田は、同郡に派遣された他の三名の実業教師と同様、担当地域の農事改良指導にこそその役割があった。その地域に、堀家の小作地が集中していたことから、農事改良により小作地経営の安定化をもたらしたとしても、それは結果であって、意識された目的ではなかった。

しかし、高田への俸給の支払が、当初、堀家から郡役所に一端納入され、郡役所からおこなわれていたが、明治二十二年（一八八九）一二月からは、堀家からの直渡しにかわっている。このことが、ただちに高田の堀家による私的雇用を意味しないにしても、堀家側に、高田を私的経営にかかわらせようという意識をうみだすきっかけになったと考えられなくもない。事実、明治二十三年（一八九〇）にはいると、五月下旬より堀家の小作地にかかわる仕事で高田が登場する記事が、勘定場「日記」に頻出しはじめる。堀家小作地管理の比重を高めはじめた高田は、明治二十五年（一八九二）九月一日の堀家「家憲」制定時に、五等理事として「貸付課・地所課補員」をつとめることとなり、名実ともに、同家経営の一端を担うことになった。

小括

明治二〇年（一八八七）六月からの林遠里の島根県下での巡回・演説は、県下での農事改良のために、福岡県からの実業教師招聘の気運を一気に高めた。延べ六〇名をこえる実業教師が、県下各郡に配置され、遠里改良法の導入・普及のために活

動をはじめるのである。

県勸業当局の導入策に対して、各地の名望家層もそのための「要綱」を調べながら、積極的にそれにこたえていった。彼らは、地域の名望家でありながら、多くの所有地をもつ大地主でもあり、農事改良による稲作生産力の安定は、結果として、小作地経営の安定化に寄与することはいうまでもなかった。しかし、それは結果としてであって、導入当初からの露骨な意図ではなかった。それぞれの濃淡はあったとしても、あくまでも、地域の名望家として地域の農業発展のためにかわろうとする意識のなせる「わざ」であった。

堀家に私費招聘され、当初、実業教師として「公的」に改良法導入・普及の活動を続けていた高田万太郎は、「実業教手派遣人名一覽表」では、明治二十三年（一八九〇）一〇月に解雇されたことになっている。実業教師としての使命の終演であった。しかし、彼は、堀家経営の一端を担う経営陣の一員に迎えられ、この地にとどまり、この地で結婚をし、この地で生を全うしている。

福岡県実業教師としての一つの来し方であった。

(2)(1) 林家文書一九「巡回日誌」（仮題）より引用。

同前より参照。

後述、第三節参照。

(3)(4) 『山陰新聞』（明治二〇年一〇月五日付記事）では次のように述べている。

農事教師 当市街の豪家佐藤喜八郎氏が招聘せし農事教師板倉九平氏

（福岡県筑前国）已に来松、未だ場所は定まらざれども、大試験場を設け、生徒を募りて之れに教授せしめ、其生徒卒業の上は、それを各村に分配して小試験場を設くる都合なりといふ

(5) 『島根県公報』（明治二〇年九月二一日付記事）より引用。

(6) 『島根県公報』（明治二〇年八月二四日付記事）参照。

(7) 同前（明治二〇年九月一四日付記事）参照。

(8) 『福岡県史』所収「実業教師書簡」より引用。

同前より引用。

(9)(10) 石川県から島根県に派遣された実業教師の名のなかに、「高村」の氏名を確認できることから、彼らは遠里からの改良法の教授を石川県でうけ、同県から派遣された実業教師であることがあきらかである。（林家文書一三〇一八、石川県属岸秀実の明治二〇年九月一七日付の遠里宛書簡、参照）

(11) 『島根県公報』（明治二〇年一〇月二一日付記事）より引用。

(12) 明治二十一年（一八八八）年段階での県下二毛作率は、一二・一％（「島根県農事調査摘要」より算出）に過ぎなかった。その意味から、裏作栽培の技術伝習は実業教師の一つの課題であったが、次の新聞記事（『山陰新聞』明治二〇年一月二八日付）にみられるように、地元農民はまだまだ懐疑的な態度をとっている

ことがうかがえる。

改良農事の評 本郡（出雲郡―註西村）担当の彼の農事改良教師某は、ハヤ五十路余りの年齢なるが、過日或る試作場へ麦を蒔きし其法は、藁灰に小便を和したるを麦種に混ぜ、之れを蒔きたりし。然るに、其翌日西風少しく烈しかりしかば、灰は皆吹き飛ばされて、唯麦種のみパラパラと残り居れり、之を見て農民共は不審を抱き、是迄の慣習によれば、先づ麦種を蒔きたる後、上肥として糞或は藁を布くことなりしが、此の改良法は当地杯にも適するものかと窃かに呟やき居る向もあるとか、何様粒々仕上げを五覽^{ごらん}で、其結果の如何んを待つべきのみ、通信者は其是非を知らず

(13) 前述（注二〇）の石川県からの派遣教師の例のように、島根県内でも、出雲郡派遣教師板倉九平の生徒二名が、隠岐に教師として派遣されている（『福岡県史』所収、遠里宛角惣平「書簡」、明治二三年四月二五日付、参照）。

(14) 新聞記事にいくつか例をみる事ができる。ここでは近摩郡の例をあげておこう（『山陰新聞』明治二十一年九月三〇日付記事）。

本郡磯竹村外三村に於ては、実業教師・勸業委員・戸長等立会の上、撰種、種浸、土圃、苗代、種蒔、水掛引、畑苗、田拵、植付、除草等の問題を以って、実業生徒十一名を試験し、及第者九名を得たりと云ふ

『島根県公報』（明治二〇年一〇月三十一日付記事）より引用。

同前（明治二十一年一月四日付記事）より引用。

同前（明治二十一年二月二四日付記事）より引用。

同前（明治二〇年一二月二六日付記事）より引用。

同前（明治二十一年一月四日付記事）より引用。

同前（明治二十一年一月二七日付記事）より引用。

『山陰新聞』（明治二十一年一月一八日付記事）参照。

本農談会記事の要旨は、『島根県勸業雑報』第三六、三七号に収録されているが、その詳細は、明治二四年（一八九一）四月に広戸徳之助が刊行した『島根県下各郡招聘稲作改良実業教師農談会記事』によって知ることが出来る。以下の考察は後者によった。

『山陰新聞』（明治二十一年六月二二日付記事）より引用。

同前（明治二十一年六月二日付記事）より引用。

高畦―首蒔農法に關しては、内藤正中「簸川平野における農業生産力の形成」（『日本農業発達史』別卷上、所収）、嵐嘉一「ウマゴヤシの栽培史―島根県

簸川平野における農業技術発達の一側面史―」（同前、所収）、中国四国農政局計画部「出雲平野における農業の展開―土地改良を中心として―」（昭和四六年九月）、浜田年騏「簸川平野における高畦―首蒔農法の展開に關する研究」（自費出版、一九八九年九月）、拙稿「明治農法の地域的形成と構造―島根県を事例

として―」（『日本史研究』第三六三号、所収）参照。

『山陰新聞』（明治二十一年六月一四日付記事）より引用。

同前（明治二十一年七月四日付記事）より引用。

同前（明治二十一年六月二〇日付記事）参照。

同前（明治二十一年六月二六日付記事）参照。

同前（明治二十一年七月八日付記事）参照。

同前（明治二十一年七月一六日付記事）参照。

同前（明治二十二年三月二七日付記事）参照。

(34)(339)(32)(31)(30)(29)(28)(27) 島根県政策に関する以下の記述は、とくにことわらない限り『新修島根県史』によった。

(35) 島根県仁多郡横田町「絲原文書」中に、「明治十九年八月六日、農事巡回教師船津伝次平、木次町ニ於テ開設セシ農事問答要旨略記」として船津の「農事演説会筆記」が残されている。

『明治前期勸業事蹟輯録』上巻、五二八頁参照。

(37)(36) 「名誉社員名簿」（『福岡県史』所収）、島根県ではさらに島根県下の名望家として堀伴成、田部長右衛門が名を連ねている。

『新修島根県史』通史篇二、一八八頁参照。

(39)(38) 内藤正中「資本主義確立期における地方自治制度（Ⅱ）・（Ⅲ）」（『山陰文化研究紀要』第四号・第五号所収）参照。

同前（Ⅲ）、一一頁参照。

(41)(40) 同人自筆による「履歴書」が『仁摩町誌』（昭和四十七年六月）四五九頁〜四六五頁に収録されている。

『島根県公報』（明治二〇年八月五日付記事）より引用。

同前、第四百四拾五号附録（明治二〇年十一月四日付）参照。

(44)(43)(42) 明治二十一年一月一日付の波多江与七の林遠里宛の書簡（『福岡県史』所収、「実業教師書簡」より引用）にも、このことにかんして、次のように触れている。

此節当県下江御赴任ノ教師総集會ノ儀、雲石両国ノ郡役所江安井好尚殿より御照會相成候処、幸ニシテ何れも賛成ヲ得候間、一月中旬ノ頃、出雲杵築大社辺りに於て會開可致筈ニ御座候間、是又御照會申上候

『山陰新聞』（明治二十一年一月七日付記事）より引用。

堀家文書「大森御役所江書上由緒扣」（文久二年二月）による。

同前「宗門人別持高御改帳」（安政元年三月）による。

(48)(47)(46)(45) 拙稿「地方名望家と勸業社実業教師の招聘―島根県鹿足郡堀家と高田万太郎―」（『社会科学』第四〇号、所収）所収、第二表「堀家寄付金一覽表」参照。

「実業教手派遣人名一覽表」（『福岡県史』所収）参照。

(52)(51)(50)(49) 堀家文書「公文書類綴込 堀勘定場」（明治一九年一二月）所収資料による。同前所収資料。

「実業教手派遣人名一覽表」（『福岡県史』所収）による。なお、高田家につ

- いては、高田耕作氏（福岡県早良区飯倉）からの聞き取りを参考にした。
- (53) この座談会の記録は、伊藤角一・越智綱義共編『農哲林遠里翁を憶ふ』（篤農協会、昭和九年）に収録されている。
- (54) 堀家文書「公文書綴込 堀勘定場」（明治一九年一二月）につづられた郡役所からの「照会状」による。
- (55) 明治二五年（一八九二）九月一日の堀家「家憲」発布式の様子は、当日の勘定場「日記」に詳しい。同記事は、拙稿「地方名望家と勸農社実業教師の招聘―島根県鹿足郡堀家と高田万太郎―」に翻刻されているので参照されたい。